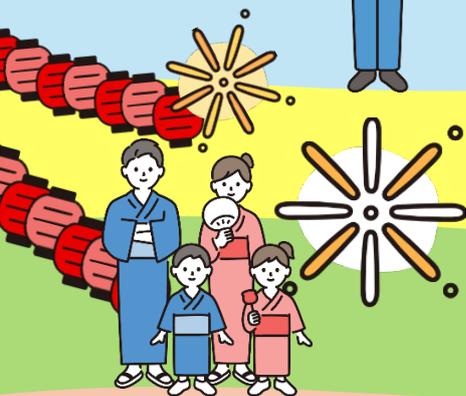


中標津町 下水道 中期ビジョン

令和7年度 ~ 令和16年度



中標津町下水道中期ビジョン改定にあたって

下水道は、快適で衛生的な生活環境を創出し、公共用水域の水質保全の観点からも重要な都市施設です。また、処理後に発生する下水汚泥等は堆肥化による緑農地への利用など、資源としての活用も可能であり、循環型社会の中で地域へ貢献することも期待されています。

近年、人口減少、物価上昇や気候変動等、中標津町を取り巻く環境は急激に変化しており、併せて、今後の下水道事業を取り巻く状況は厳しさを増していくものと思われます。

一方で、下水道の果たす役割は汚水処理の未普及解消の他、下水道資源の利活用による地域への貢献や地球温暖化対策など多岐に渡っており、同時に、これまで建設してきた施設の維持・更新等、多くの課題を抱えています。

このような状況の中、北海道では平成20年度に「北海道地方下水道ビジョン」を策定し、北海道地方の目標像を設定、将来の方向性をまとめています。

中標津町では北海道地方の下水道事業の進むべき方向性を見据えつつ、下水道事業の課題や対策を整理し、町民のみなさまへのご理解のもと、安定した下水道経営を進めるため、おおむね10年の中期の基本施策を取りまとめた「中標津町下水道中期ビジョン」を改定します。

【目次】

1. 中標津町下水道中期ビジョンについて	1
1-1. 中標津町下水道中期ビジョンとは.....	1
1-2. 対象期間.....	1
2. 中標津町の概要	2
2-1. 中標津町の概要	2
2-2. 気象特性.....	3
2-3. 土地利用の状況.....	4
2-4. 人口概要.....	5
2-5. 財務状況.....	9
3. 下水道の概要	11
3-1. 下水道の役割.....	11
3-2. 下水道事業の概要.....	12
3-3. 下水道事業の上位計画	16
4. 前回ビジョンの進捗と評価	21
5. 下水道事業の現状と課題	22
5-1. 下水道経営の現状と課題	22
5-2. 下水道施設管理の現状と課題.....	27
5-3. 汚水処理の現状と課題	30
5-4. 災害時対策の現状と課題	32
5-5. 水環境の現状と課題	36
5-6. 下水道資源利活用の現状と課題.....	39
6. 基本理念と運営方針	40
6-1. 基本理念.....	40
6-2. 運営方針	41

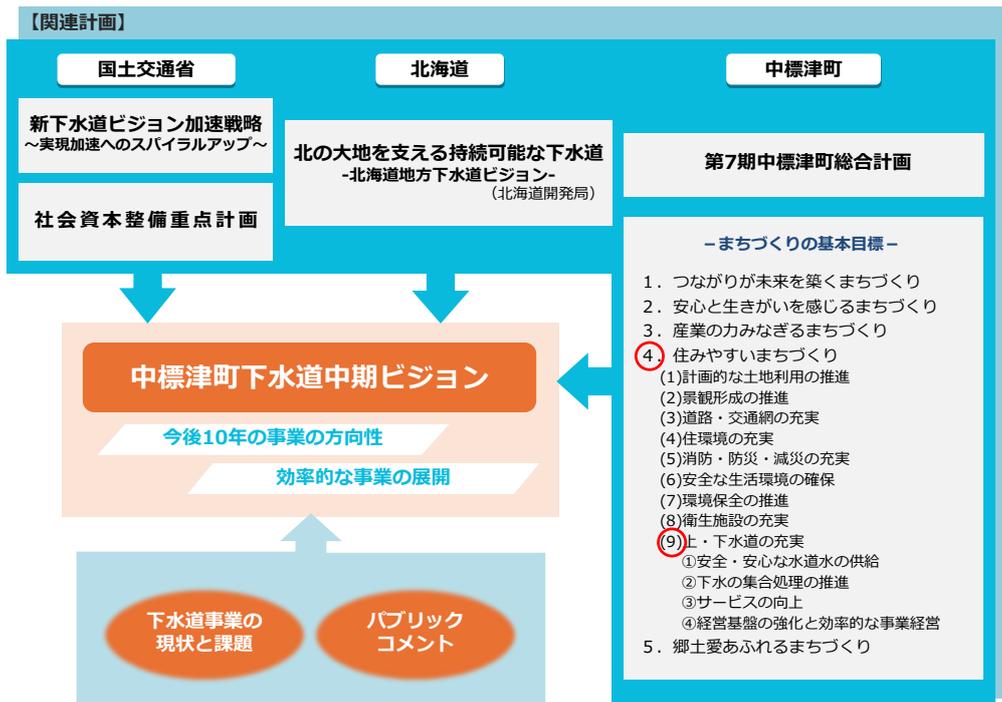
1. 中標津町下水道中期ビジョンについて

1-1. 中標津町下水道中期ビジョンとは

中標津町（以下、「本町」という。）では、令和3年度に「第7期 中標津町総合計画（令和3年度～令和12年度）」を策定し、『空とみどりが人をつないでいくまち 中標津 ～住みたいまち 住み続けたいまち～』をまちづくりのテーマとして基本戦略を設定し、政策・施策展開を図っています。また、下水道事業に関しては北海道開発局・北海道・札幌市が、国の基本方針を受け、「北海道地方下水道ビジョン」を策定しています。

「中標津町下水道中期ビジョン」はこのような上位の計画を反映し、今後の本町の下水道が目指すべき方向性と事業展開を提示するとともに、現状及び今後の効率的な整備のあり方を明示することを目的とします。

▶ ビジョンの位置づけ



1-2. 対象期間

「中標津町下水道中期ビジョン」は本町の総合計画や国・北海道の下水道に対する取り組み方針、町民のみなさまのご意見を踏まえ、改定します。本ビジョンの対象期間は令和7年度から令和16年度までの10年間です。

2. 中標津町の概要

2-1. 中標津町の概要

本町は、北海道東部の根室振興局管内中部、釧路市から北東に約100km、根室市から北西に約80kmに位置し、南部は丘陵（根釧台地）が広がり、北部は知床半島から連なる山岳地帯を挟んで清里町に接しています。

町域は東西約42km、南北約27kmに及び、面積は684.87km²です。北部は千島火山帯につながる丘陵地で、南側に向かって緩やかに傾斜し、平坦な根釧原野が広がっています。

土地は主に泥炭地と火山灰地であるため、稲作・畑作などには向かず、おもな産業は酪農と商業です。

▶ 中標津町位置図



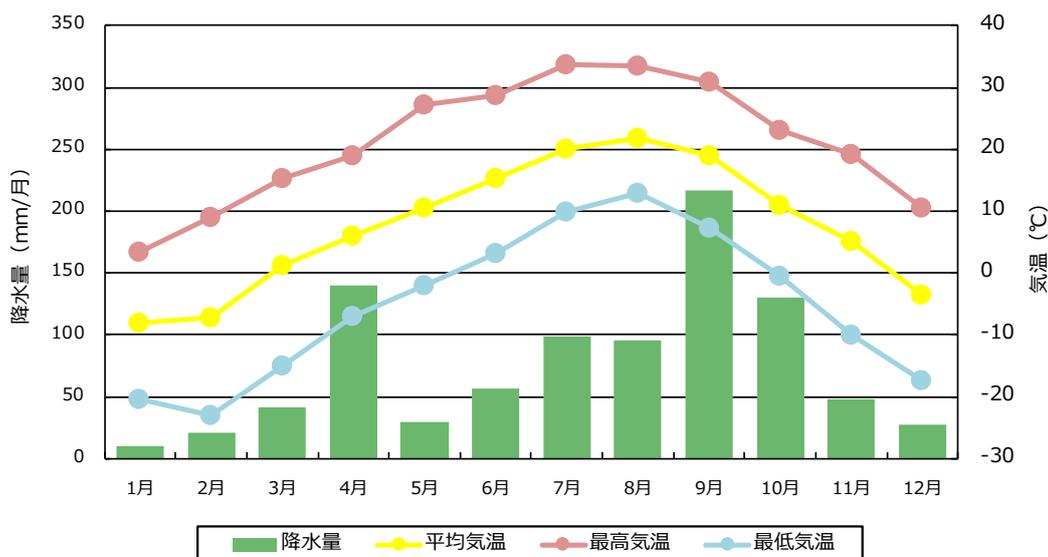
2-2. 気象特性

本町は、内陸性の気候で、夏の平均気温は20℃前後、冬の平均気温は-5℃前後です。積雪は、道内でも少ない方です。最寒月である1月は平均気温-6.6℃で、最暑月の8月には平均気温が18.7℃になります。月間降水量は最多で8月の248.6mm、最少で2月の32.8mmが過去10年（2014～2023年）の平均の数値です。

▶ 気象

統計期間	2014～2023					
資料年数	10					
	降水量(mm)		気温(℃)			日照時間(時間)
	月計	日最大	平均	最高	最低	
1月	34.4	16.5	-6.6	3.4	-20.5	155.2
2月	32.8	15.8	-5.9	6.6	-21.5	157.9
3月	66.8	30.2	-0.5	12.3	-15.3	180.7
4月	73.3	35.8	4.6	22.7	-6.5	187.8
5月	86.3	29.8	10.4	28.0	-1.4	193.3
6月	130.0	54.8	13.1	29.1	3.0	130.7
7月	114.7	41.7	17.8	31.6	9.2	119.2
8月	248.6	76.4	18.7	31.4	9.7	99.8
9月	154.5	71.3	16.0	28.2	3.7	132.7
10月	131.1	48.1	9.7	22.5	-2.5	163.6
11月	78.3	28.8	3.5	16.8	-9.4	140.8
12月	56.8	24.9	-3.6	9.7	-17.2	163.4
合計等	1,207.3	76.4	6.4	31.6	-21.5	1,825.1

▶ 令和5年の月降水量及び気温

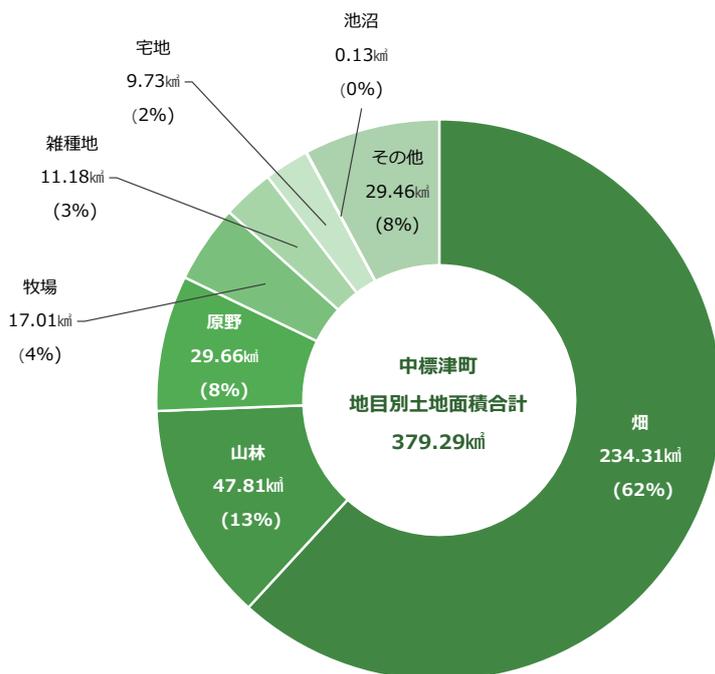


出典：気象庁HP 気象統計情報を基に作成

2-3. 土地利用の状況

本町の地目別土地面積合計は379.29km²であり、その約6割を畑が占めています。機械化が進んだ大規模農家が多く、耕地は牧草地を主として、馬鈴しょ、てんさい、大根が作付けされています。

▶ 地目別土地面積（令和4年1月現在）



出典：北海道統計書R6

※面積は、各市町村において、各年1月1日現在で土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている土地のうち、総評価地積と非課税地積を合計したものです。

※地目別「雑種地」とは、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道用地、遊園地等、「その他」とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園、湖等です。

2-4. 人口概要

本町の行政人口は、昭和55年ごろまでは10%前後、その後も緩やかながら増加傾向にありましたが、平成24年頃をピークに緩やかな減少傾向となり、令和6年3月末時点で22,094人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和7年における人口は21,838人、令和17年における人口は19,972人と推計されています。

また、年齢別人口割合は、令和7年では年少人口（14歳以下）11.5%、生産年齢人口（15～64歳）59.1%、老年人口（65歳以上）29.5%、令和17年では年少人口9%、生産年齢人口56.5%、老年人口34.5%と推計されています。

今後は、総人口の減少もさることながら、老年人口の比率が増加し、全人口に占める生産年齢人口の比率が低下していく少子高齢化の進行が懸念されます。

▶ 中標津町の行政人口の推移と今後の推測

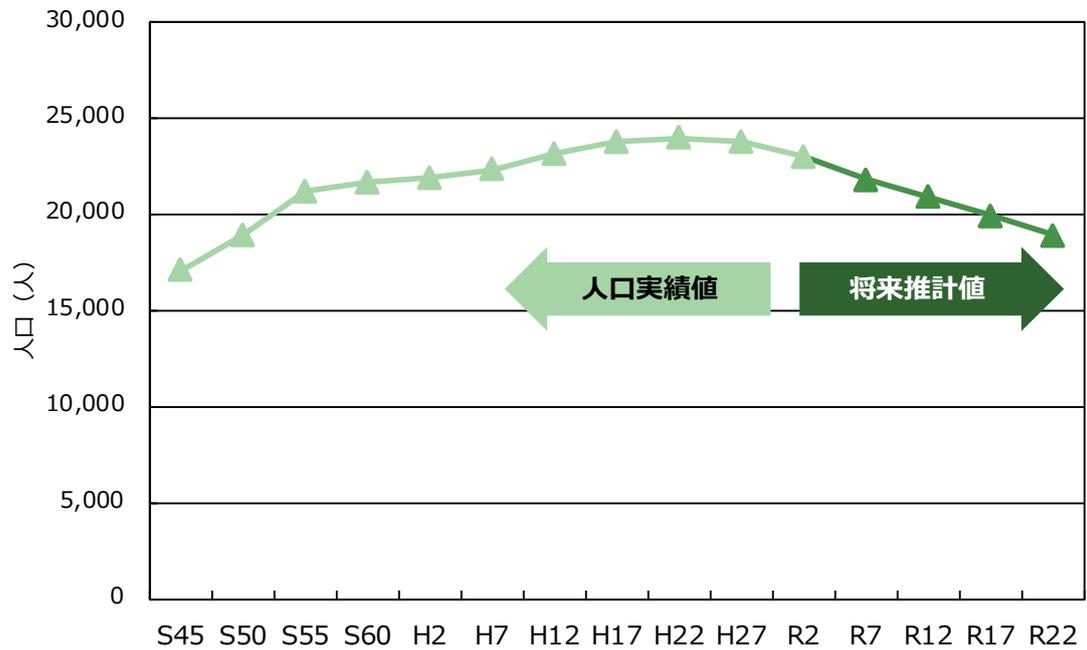
	昭和45年 (1970年)	昭和50年 (1975年)	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)
行政人口 (人)	17,090	18,929	21,187	21,675	21,900	22,326	23,179	23,792
0～4歳	1,719	1,966	2,007	1,731	1,406	1,291	1,294	1,337
5～9歳	1,612	1,700	1,986	1,938	1,648	1,386	1,266	1,234
10～14歳	1,478	1,647	1,682	1,908	1,851	1,632	1,367	1,263
15～19歳	1,811	1,385	1,509	1,434	1,573	1,509	1,418	1,221
20～24歳	1,698	1,688	1,498	1,415	1,323	1,410	1,417	1,214
25～29歳	1,508	1,990	2,164	1,714	1,580	1,581	1,743	1,687
30～34歳	1,460	1,550	2,097	2,020	1,674	1,637	1,672	1,843
35～39歳	1,332	1,520	1,623	1,956	1,961	1,655	1,659	1,728
40～44歳	1,125	1,335	1,518	1,530	1,873	1,925	1,637	1,667
45～49歳	836	1,109	1,345	1,430	1,445	1,841	1,883	1,601
50～54歳	674	800	1,084	1,256	1,382	1,427	1,801	1,869
55～59歳	551	676	772	1,015	1,184	1,324	1,376	1,787
60～64歳	415	536	632	766	982	1,185	1,329	1,334
65～69歳	350	392	485	589	714	932	1,154	1,258
70～74歳	219	292	349	444	551	636	859	1,061
75～79歳	177	166	241	294	374	454	564	773
80～84歳	79	116	114	162	231	286	388	466
85～89歳	39	44	60	51	104	148	216	293
90歳以上	7	17	21	22	44	67	112	154
15歳未満	4,809	5,313	5,675	5,577	4,905	4,309	3,927	3,834
15～64歳	11,410	12,589	14,242	14,536	14,977	15,494	15,935	15,951
65歳以上	871	1,027	1,270	1,562	2,018	2,523	3,293	4,005
総人口指数 (%)	74.3%	82.3%	92.1%	94.2%	95.2%	97.0%	100.7%	103.4%
年少人口割合 (%)	28.1%	28.1%	26.8%	25.7%	22.4%	19.3%	16.9%	16.1%
生産年齢人口割合 (%)	66.8%	66.5%	67.2%	67.1%	68.4%	69.4%	68.7%	67.0%
老年人口割合 (%)	5.1%	5.4%	6.0%	7.2%	9.2%	11.3%	14.2%	16.8%

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
行政人口 (人)	23,982	23,774	23,010	21,838	20,948	19,972	18,953	17,817	16,552
0～4歳	1,220	1,100	862	669	607	582	548	502	423
5～9歳	1,339	1,160	1,044	805	650	589	565	530	486
10～14歳	1,220	1,303	1,115	1,027	785	633	573	549	516
15～19歳	1,134	1,069	1,108	894	876	667	538	484	462
20～24歳	930	799	776	802	690	677	514	411	365
25～29歳	1,423	1,167	1,074	1,027	1,066	922	902	681	541
30～34歳	1,810	1,529	1,213	1,055	1,116	1,157	1,007	978	737
35～39歳	1,885	1,758	1,498	1,153	1,035	1,088	1,130	985	954
40～44歳	1,695	1,783	1,701	1,440	1,099	986	1,032	1,077	938
45～49歳	1,594	1,633	1,785	1,702	1,408	1,081	967	1,009	1,054
50～54歳	1,572	1,596	1,591	1,800	1,679	1,396	1,073	959	997
55～59歳	1,826	1,525	1,557	1,546	1,750	1,637	1,361	1,046	935
60～64歳	1,689	1,766	1,446	1,482	1,471	1,666	1,561	1,301	1,000
65～69歳	1,286	1,636	1,697	1,362	1,428	1,420	1,611	1,512	1,262
70～74歳	1,188	1,226	1,520	1,585	1,293	1,359	1,357	1,542	1,450
75～79歳	952	1,060	1,106	1,364	1,457	1,194	1,256	1,262	1,436
80～84歳	646	821	906	972	1,193	1,287	1,062	1,121	1,137
85～89歳	348	464	579	672	750	935	1,019	852	906
90歳以上	209	288	343	481	595	696	877	1,016	953
15歳未満	3,779	3,563	3,021	2,501	2,042	1,804	1,686	1,581	1,425
15～64歳	15,558	14,625	13,749	12,901	12,190	11,277	10,085	8,931	7,983
65歳以上	4,629	5,495	6,151	6,436	6,716	6,891	7,182	7,305	7,144
総人口指数 (%)	104.2%	103.3%	100.0%	94.9%	91.0%	86.8%	82.4%	77.4%	71.9%
年少人口割合 (%)	15.8%	15.0%	13.1%	11.5%	9.7%	9.0%	8.9%	8.9%	8.6%
生産年齢人口割合 (%)	64.9%	61.5%	59.8%	59.1%	58.2%	56.5%	53.2%	50.1%	48.2%
老年人口割合 (%)	19.3%	23.1%	26.7%	29.5%	32.1%	34.5%	37.9%	41.0%	43.2%

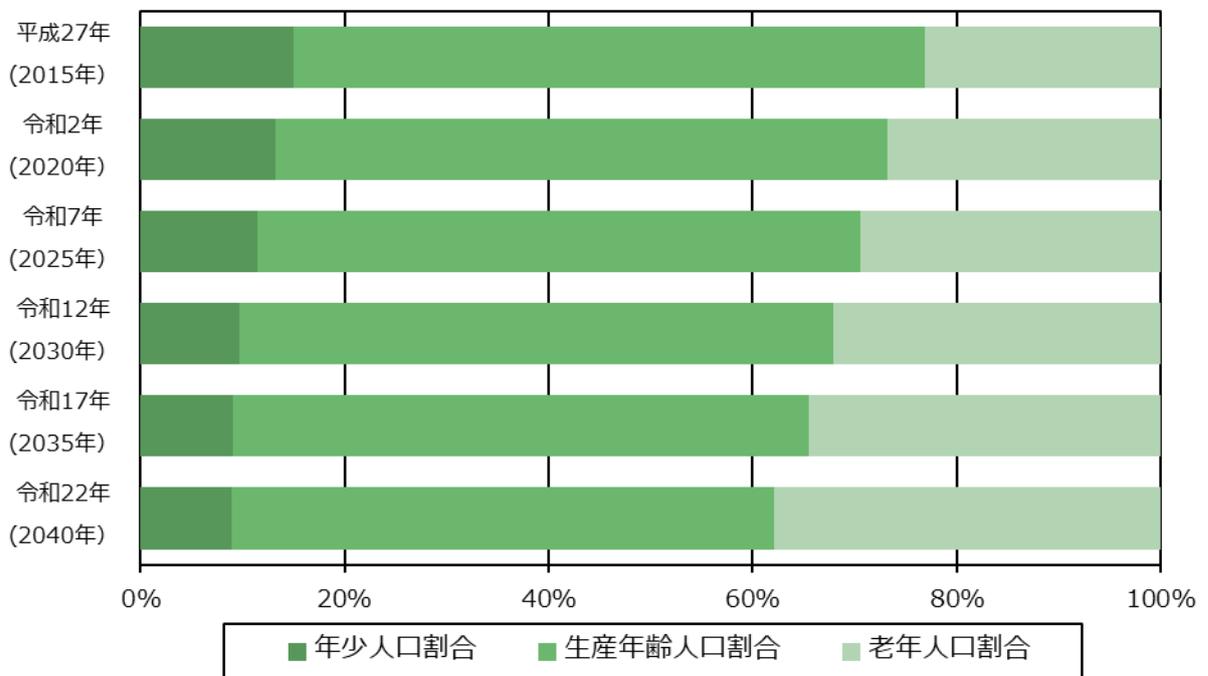
実績値：国勢調査

推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

▶ 中標津町の行政人口の実績値と今後の推計値



▶ 中標津町の年齢別人口割合の今後の推測

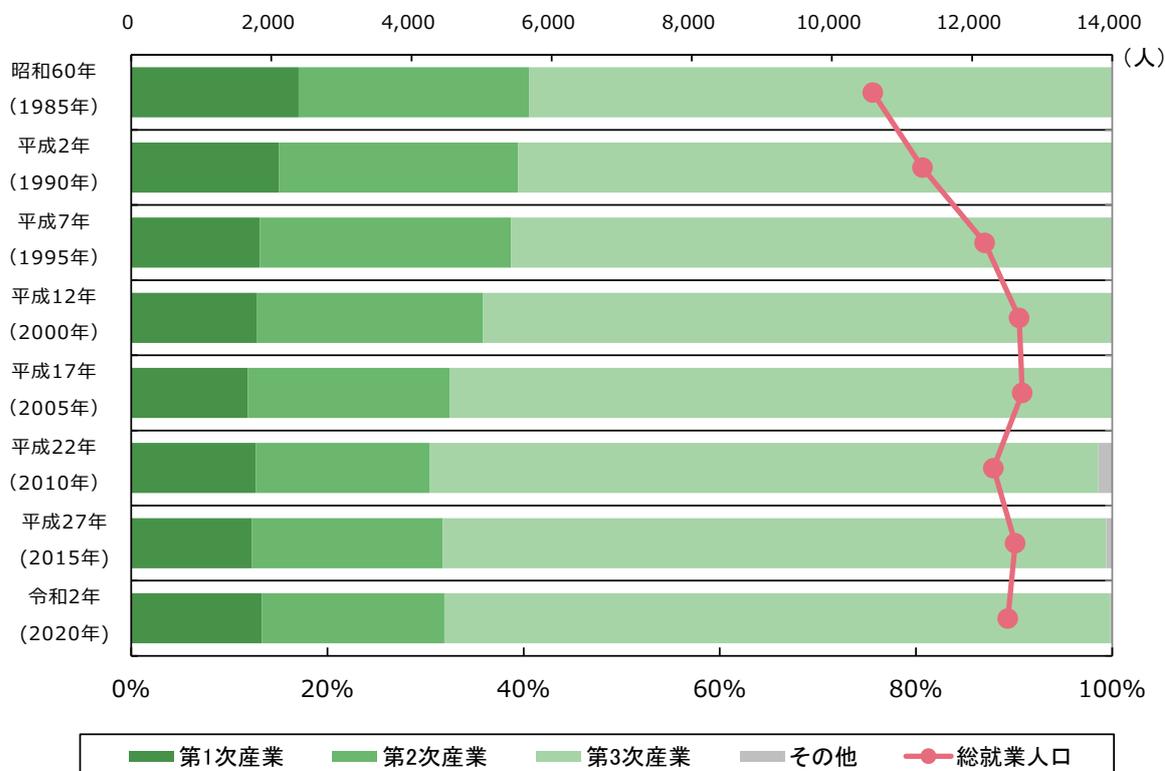


推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

産業別就業人口は、平成12年頃までは増加傾向にありましたが、その後はおおむね横ばいで推移しています。

▶ 中標津町の産業別人口の推移

区分	昭和50年 (1975年)	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
第1次産業	2,035	1,972	1,805	1,703	1,600	1,618	1,511	1,567	1,553	1,669
農業	1,737	1,664	1,518	1,476	1,362	1,424	1,428	1,544	1,524	1,637
林業	280	288	256	191	196	166	54			
漁業	18	20	31	36	42	28	29	23	29	32
第2次産業	2,199	2,739	2,490	2,748	3,116	2,926	2,621	2,179	2,452	2,324
鉱業	31	55	33	48	47	43	25	8	13	14
建設業	1,331	1,852	1,648	1,816	2,237	2,169	1,827			
製造業	837	832	809	884	832	714	769	723	937	814
第3次産業	4,916	5,724	6,273	6,836	7,454	8,110	8,575	8,384	8,535	8,496
卸小売業	1,953	2,393	2,573	2,659	2,875	3,043	3,369	2,245	2,287	2,249
金融保険業	181	219	261	292	284	252	222			
不動産業	24	28	36	120	34	35	35	121	167	169
運輸通信業	591	637	683	625	616	692	608	658	560	571
電気ガス	53	87	82	75	94	80	72			
サービス業	1,845	2,058	2,289	2,726	3,162	3,606	3,859	4,539	4,746	4,772
公務	269	302	349	339	389	402	410	482	460	447
その他	16	1	14	3	10	17	9	175	75	21
総数	9,166	10,436	10,582	11,290	12,180	12,671	12,716	12,305	12,615	12,510



出典：国勢調査

2-5. 財務状況

自治体の財政破綻を未然に防ぐとともに悪化した団体に対して早期に健全化を促すために、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月から全面施行され、地方公共団体は、毎年度の決算に基づいて財政の健全度合いを指標化した①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率をそれぞれ算定し、審査意見を付して議会に公表します。①～④の4つの健全化判断比率のうち、1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、⑤資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

実質赤字比率

地方公共団体の一般会計の赤字の程度。財政運営の深刻度を示す。

連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を示す。

実質公債費比率

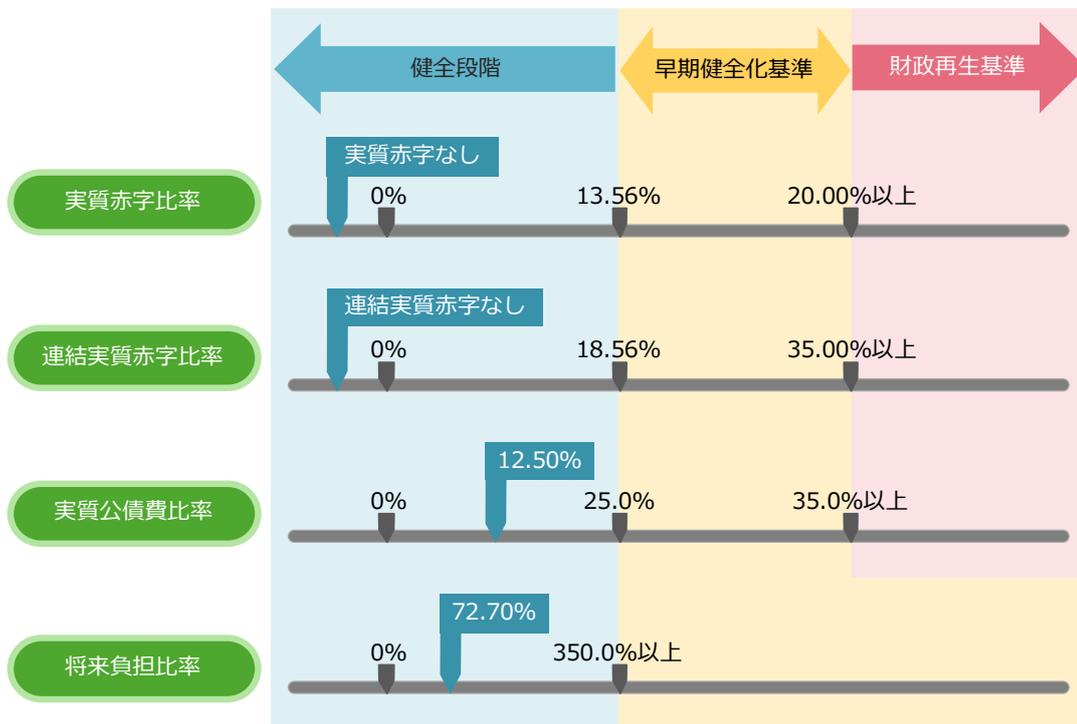
借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す。

将来負担比率

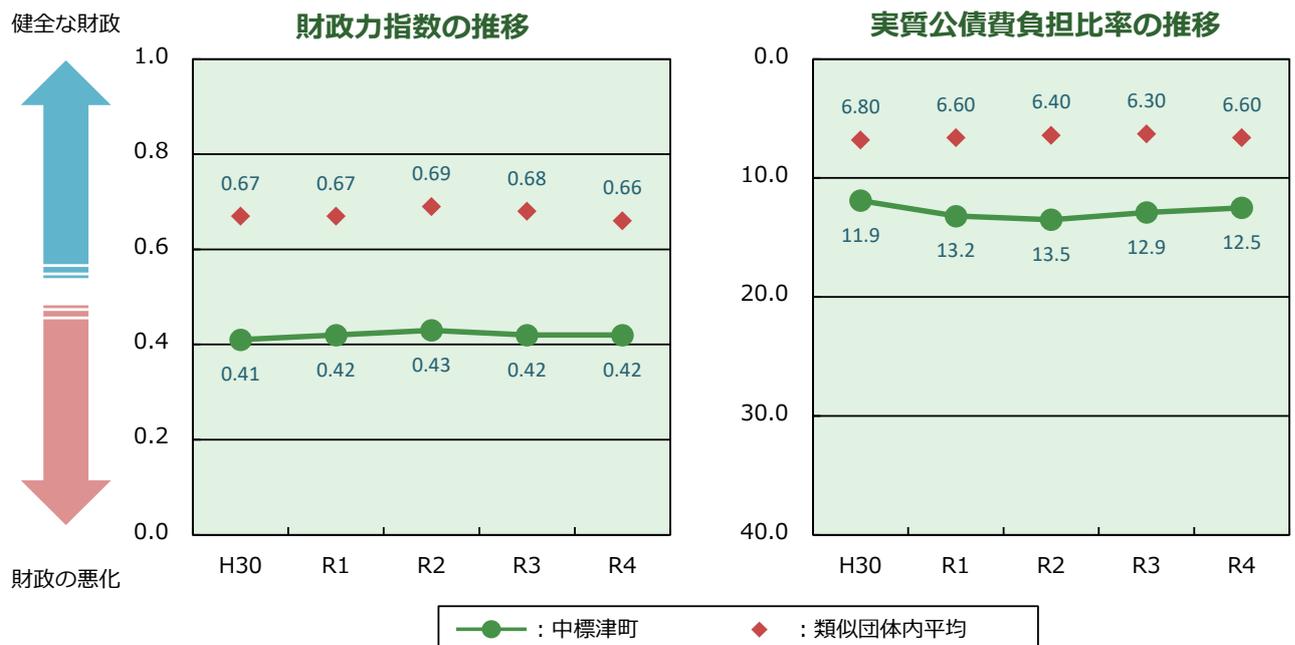
地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を示す。

本町の令和4年度の健全化判断比率は、「早期健全化基準」、「財政再生基準」ともに基準以下となっています。

▶ 中標津町の健全化判断比率（令和4年度）



▶ 中標津町の財政力指数・実質公債費負担比率の推移（令和4年度）



※類型団体は、人口及び産業分類で本町の同規模の自治体

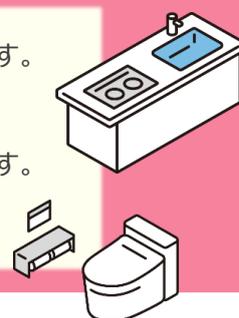
3. 下水道の概要

3-1. 下水道の役割

下水道には大きく3つの役割があり、みなさまの暮らしに大きく関わっています。

快適で衛生的な生活環境を実現します

家庭の台所や水洗トイレから出る汚れた水や事業所からの排水を汚水といいます。汚水は下水道（污水管）を通して、下水処理場に集められて浄化されます。浄化された汚水は下水処理水というきれいな水として川、海、湖に放流されます。このように下水道は快適で衛生的な生活環境をつくる役割を担っています。



健全で良好な水環境を保全します

下水処理場で浄化された汚水は、きれいな水となって川や海に放流されています。放流先での水質は良好に保たれ、多種多様な魚や虫が生息する場所となります。このように下水道は、健全で良好な水環境を作り、生態系を保全する役割を担っています。



持続可能な社会へ貢献します

汚水を浄化すると、下水処理水と下水汚泥と呼ばれる泥が発生します。下水処理水は単に放流するだけでなく、水洗トイレの洗浄水としての再利用や、雪をとかす水などとしても利用可能です。また、下水汚泥にはリン等の資源が豊富に含まれ、肥料などとして利用されています。このように、下水道は下水処理水や下水汚泥を有効利用した循環型社会の構築や豊かな生活環境づくりに貢献する役割を担っています。



3-2. 下水道事業の概要

本町の公共下水道事業は、昭和51年12月に事業認可を取得し、昭和60年4月に中標津下水終末処理場の供用を開始しました。その後、順調に整備を進めてきており、令和5年度末で污水管渠布設工事128.4km、整備面積760.7ha、普及率81.8%（＝[処理区域内人口]18,146人/[行政人口]22,174人）、整備率85.7%（＝[整備面積]760.7ha/[全体計画区域面積]887.8ha、認可計画区域内整備率85.8%＝[整備面積]760.7ha/[認可計画区域面積]886.5ha）、水洗化率93.9%（＝[水洗化人口]17,040人/[処理区域内人口]18,146人）となっています。

▶ 中標津町公共下水道認可変更の経緯

変更認可	年月日	全体計画		事業認可		主な変更理由
		面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	
第1回	S49.08.21	450.0	19,600	184.0	9,100	中標津処理区新規採択(公共)
第2回	S51.08.21	450.0	19,600	184.0	9,100	污水幹線ルート変更、認可年度延長
第3回	S58.02.08	450.0	19,600	184.0	9,100	認可年度延長、汚泥脱水機種変更
第4回	S59.08.09	450.0	19,600	184.0	9,100	軽微な変更(雨水枝線ルート変更)
第5回	S62.03.05	718.0	23,000	351.0	14,100	全体計画の見直し 事業区域拡大、認可年度延長
第6回	H02.06.06	718.0	23,000	548.0	19,000	事業区域拡大、認可年度延長
第7回	H07.12.15	1,017.9	23,000	737.4	20,000	全体計画の見直し 事業区域拡大、認可年度延長
第8回	H08.11.11	6.0	50	6.0	50	養老牛温泉処理区新規採択(特・環)
第9回	H10.03.30	公共部 1,039.4	公共部 23,000	公共部 746.3	公共部 20,000	全体計画区域の見直し 事業区域拡大
		特環部 6.0	特環部 50	特環部 6.0	特環部 50	
第10回	H10.10.21	公共部 1,039.4	公共部 23,000	公共部 746.3	公共部 20,000	污水処理施設共同整備事業(MICS) 及び遠隔監視装置の新設
		特環部 6.0	特環部 50	特環部 6.0	特環部 50	
第11回	H12.07.25	公共部 1,039.4	公共部 23,000	公共部 803.7	公共部 20,600	事業区域拡大、事業年度延長 処理施設の設備増設
		特環部 6.0	特環部 50	特環部 6.0	特環部 50	
第12回	H17.04.28	公共部 1,039.4	公共部 23,000	公共部 843.2	公共部 20,600	全体計画区域の一部見直し他 事業区域拡大、事業年度延長 汚泥消化タンク、ガスタンクの廃止 汚泥脱水機の機種変更
		特環部 6.0	特環部 50	特環部 6.0	特環部 50	
第13回	H22.02.17	公共部 1,039.4	公共部 23,000	公共部 843.2	公共部 20,600	事業年度延長(暫定2年)
		特環部 6.0	特環部 50	特環部 6.0	特環部 50	
第14回	H22.12.28	公共部 1,039.4	公共部 19,500	公共部 843.2	公共部 19,600	全体計画及び事業認可計画計画値変更 養老牛温泉処理区計画放流水質新規設定 事業認可計画期間延伸
		特環部 6.0	特環部 40	特環部 6.0	特環部 40	
第15回	H27.10.29	公共部 887.8	公共部 19,500	公共部 886.5	公共部 19,500	全体計画及び事業計画計画値変更 事業計画期間延伸
		特環部 4.9	特環部 40	特環部 4.9	特環部 40	
第16回	H30.03.16	公共部 887.8	公共部 19,500	公共部 886.5	公共部 19,500	雨水排水区の一部統合 改正下水道法の施工による維持又は修繕 の基準及び事業計画制度の規定改正
		特環部 4.9	特環部 40	特環部 4.9	特環部 40	
第17回	R03.02.25	公共部 887.8	公共部 19,500	公共部 886.5	公共部 19,500	事業計画期間延伸
		特環部 4.9	特環部 40	特環部 4.9	特環部 40	

▶ 中標津町下水道の概要

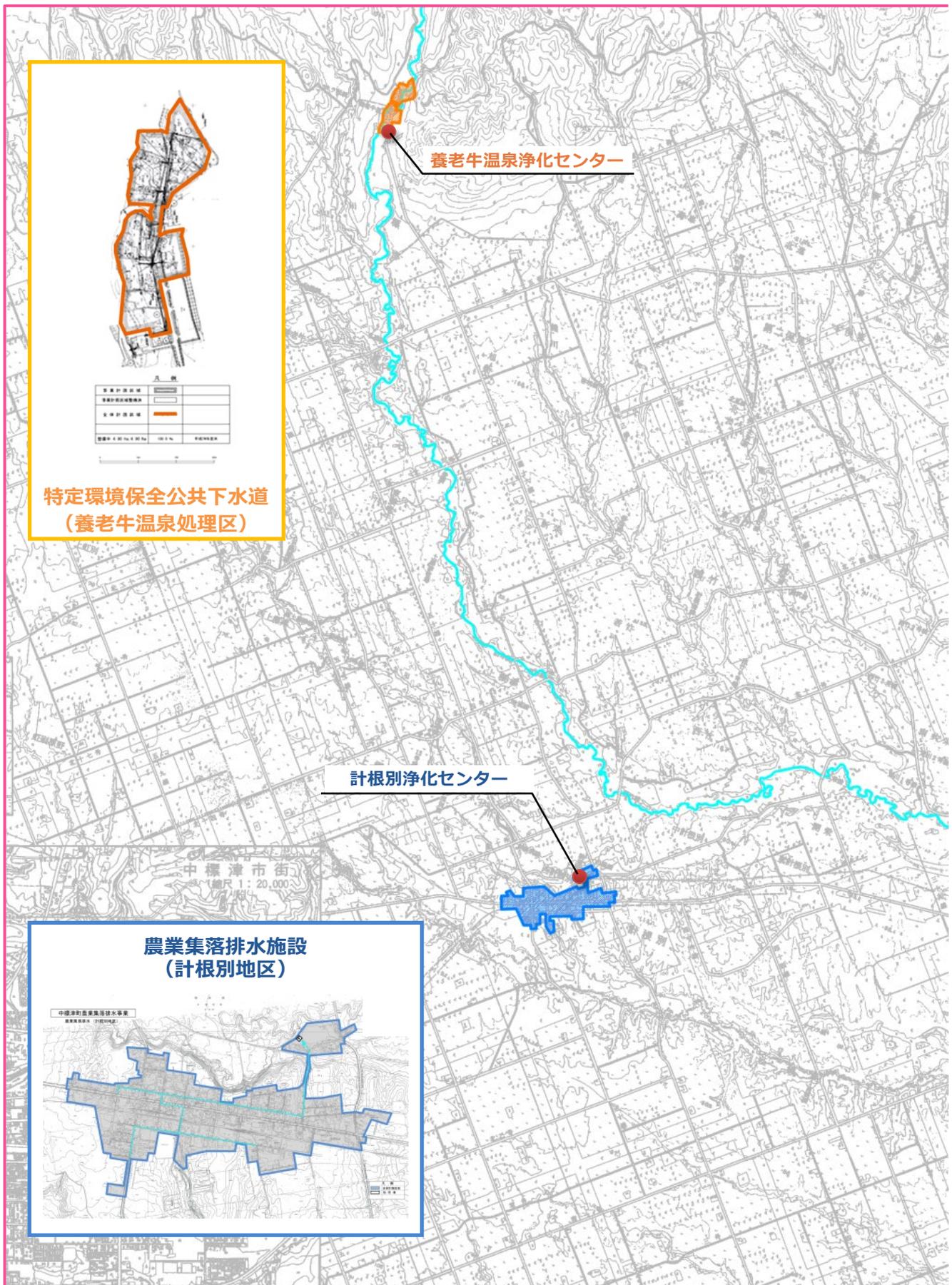
項 目		単位	中標津処理区 (公共下水道事業)		養老牛温泉処理区 (特定環境保全公共下水道事業)		計根別地区 (農業集落排水事業)	
			全体計画	進捗状況	全体計画	進捗状況	全体計画	進捗状況
目 標 年 度			令和12年度	令和5年度末	令和12年度	令和5年度末	-	令和5年度末
供用開始年月日			昭和60年4月		平成13年3月		平成11年4月	
排 除 方 式			分流式 ^{※1}		分流式 ^{※1}		分流式 ^{※1}	
処 理 区 域 面 積		ヘクタール	887.8	760.7	4.9	4.9	64.5	64.5
処 理 人 口		人	18,000	18,146	470	25	1,230	650
計 画 汚 水 量	日 平 均	m ³ /日	6,070	-	70	-	332	-
	日 最 大	m ³ /日	8,140	-	110	-	369	-
	時 間 最 大	m ³ /日	13,770	-	210	-	959	-
処 理 場 施 設 概 要	処 理 場 名		中標津下水終末処理場		養老牛温泉浄化センター		計根別浄化センター	
	水 処 理 方 式		標準活性汚泥法 ^{※2}		オキシデーシオンディッチ法 ^{※3}		オキシデーシオンディッチ法 ^{※3}	
	晴 天 時 処 理 能 力	m ³ /日	10,454		190		406	
	放 流 先 河 川 名		二級河川 標津川		普通河川 標津川		普通河川 ポンケネカ川	
	汚 泥 処 理 方 法		濃縮→脱水→コンポスト		濃縮→搬出		濃縮→中標津処理場へ運搬→混合→脱水	
	汚 泥 処 分 方 法		緑農地利用		緑農地利用		緑農地利用	
管 渠 施 設 概 要	汚 水 管 渠 延 長	m	141,938	128,393	641	641	10,219	10,219
	雨 水 管 渠 延 長	m	169,673	15,507	-	-	-	-
	合 計	m	311,611	143,900	641	641	10,219	10,219
整 備 状 況	普 及 率 (=〔処理区域内人口〕／〔行政人口〕)	%	81.8		100.0		100.0	
	整 備 率 (=〔整備面積〕／〔全体計画区域面積〕)	%	85.7		100.0		100.0	
	事 業 計 画 区 域 内 整 備 率 (=〔整備面積〕／〔事業計画区域面積〕)	%	85.8		100.0		100.0	
	水 洗 化 率 (=〔水洗化人口〕／〔処理区域内人口〕)	%	93.9		100.0		90.6	
受益者負担金制度			有					
下 水 道 使 用 料			基本料金：1,522円(8m ³ まで)、超過料金：190.3円/m ³					
所 管 省 庁			国土交通省				農林水産省	

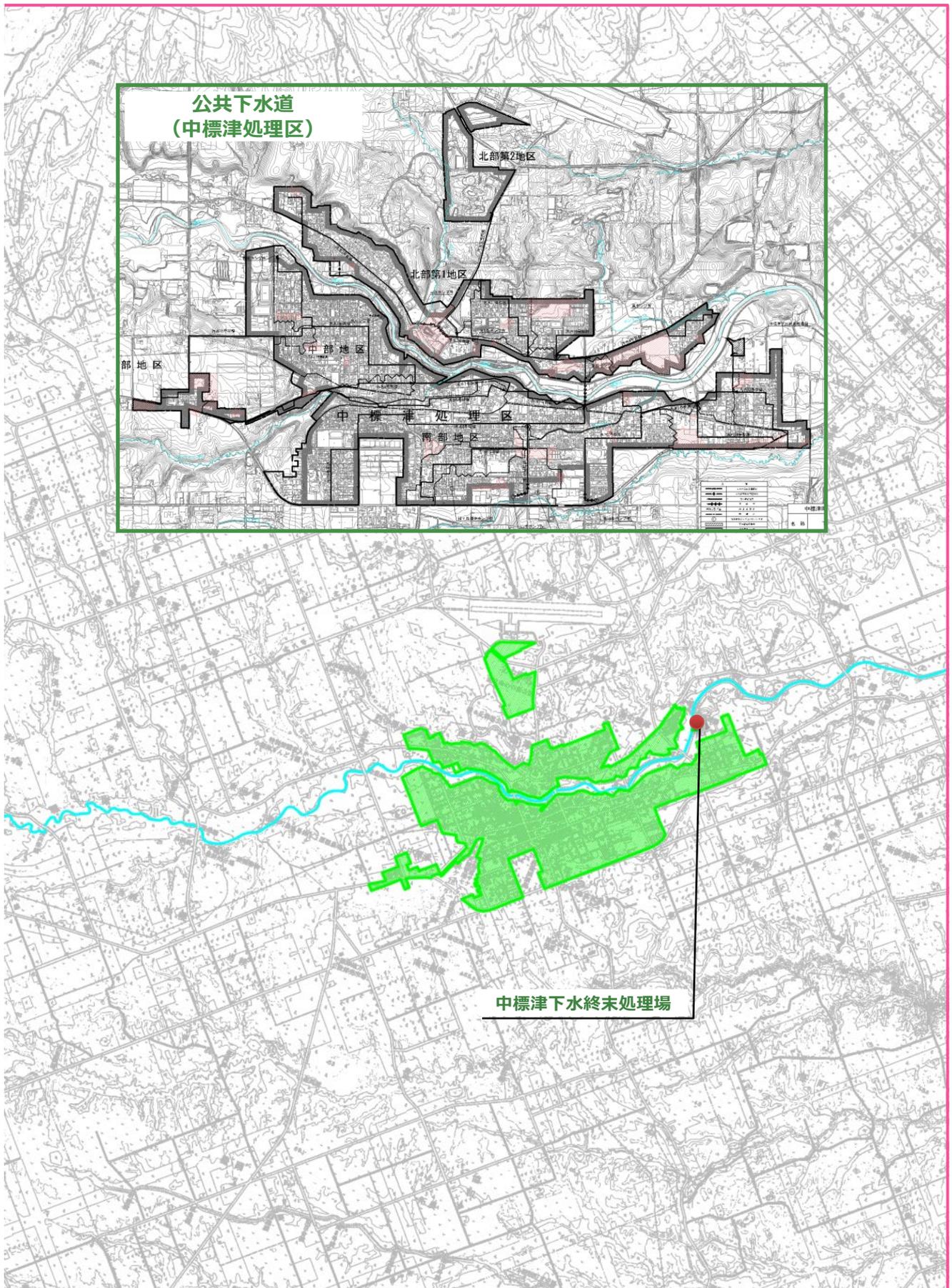
※1：分流式下水道 汚水用管路と雨水用管路の2つを埋設し、汚水は下水処理場へ、雨水は川や海に直接放流します。汚水と雨水をそれぞれ専用の管で集めるので、河川の水質が守られ、環境面でも衛生面でも優れた方式といえます。

※2：標準活性汚泥法 反応タンク内で下水をばっ気して、好気的な微生物に汚濁物質を分解させ、汚濁物質濃度とばっ気量を適切に管理することで凝集する細菌を増殖させ沈降分離することで、きれいな処理水を得る方法です。

※3：オキシデーシオンディッチ法 最初沈殿地を設けず無終端水路を反応タンクとして、ばっ気することで好気的な微生物に汚濁物質を分解させ、汚濁物質濃度とばっ気量を適切に管理することで凝集する細菌を増殖させて沈降分離することで、きれいな処理水を得る方法です。

▶ 下水道計画区域





3-3. 下水道事業の上位計画

(1) 第7期 中標津町総合計画

本町では、令和3年度から「第7期 中標津町総合計画」がスタートし、まちづくりのテーマを『空とみどりが人をつないでいくまち 中標津 ～住みたいまち 住み続けたいまち～』と決めました。この中で下水道は公共水域の水質保全と生活環境を守ることが求められています。下水道各施設の再整備を行うことで、安定したライフラインの確保に努めるとともに、持続可能な下水道事業運営のため、健全な経営を目指します。

第7期 中標津町総合計画

まちづくりの テーマ

『空とみどりが人をつないでいくまち 中標津』
～住みたいまち 住み続けたいまち～

まちづくりの 基本目標

1. つながりが未来を築くまちづくり
2. 安心と生きがいを感じるまちづくり
3. 産業の力みなぎるまちづくり
4. 住みやすいまちづくり
5. 郷土愛あふれるまちづくり



(2) 国の下水道政策

平成17年度に国土交通省は、21世紀の下水道の「使命と役割」を実現するにあたり、これまで下水道が担ってきた公衆衛生の向上、浸水対策等の基本的な使命を継承しつつ、新たな社会の要請に応えるための施策体型の基本方針と施策展開上の視点・考え方についての「下水道ビジョン2100」を取りまとめました。

国の方向性としては、21世紀社会の姿と下水道の使命と役割を持続可能な循環型社会の構築により、「美しく良好な環境」、「安全な暮らし」と「活力ある社会」を実現するものとし、健全な水・資源循環の創出を施策に掲げています。

下水道の使命と実現するための施策の考え方

20世紀型下水道

下水道の普及拡大に重点

汚水の効率的な「排除・処理」による公衆衛生・生活環境の向上と、雨水の速やかな「排除」による浸水対策

町民にわかりやすい情報発信と町民との対話

21世紀型下水道

健全な水・資源循環を創出

「排除・処理」から「活用・再生」への転換により、美しく良好な環境の形成並びに安全な暮らしと活力のある社会を実現

下水道から「循環のみち」への転換

地域の持続的な発展を支える21世紀型下水道の実現

基本コンセプト
循環のみち

これまでの下水道機能に加え、持続可能な循環型社会の構築を図るため、健全な水循環及び資源循環を創出する新たな下水道を目指します。

「下水道ビジョン 2100」の策定から約9年後、その間の少子高齢化の進行、東日本大震災の発生や大規模災害発生リスクの増大、エネルギーの逼迫、インフラの老朽化、国・地方公共団体等における行財政のひっ迫等を踏まえ、「新下水道ビジョン」が取りまとめられました（平成26年度）。同ビジョンは、「下水道ビジョン2100」で掲げた「循環のみち」という方向性を堅持しつつ、長期ビジョンに「循環のみちの『持続』と『進化』」を2つの柱として位置づけるとともに、長期ビジョン実現に向けた今後10年程度の目標及び具体的な施策を示した中期計画で構成されています。

▶ 新下水道ビジョン



出典：新下水道ビジョン（概要）

さらに、「新下水道ビジョン」の実現加速のため、社会情勢等を踏まえ、令和4年度には「新下水道ビジョン加速戦略～実現加速へのスパイラルアップ～（令和4年度改訂版）」が策定されました。本加速戦略は、新下水道ビジョンの実現加速の観点から国が選択と集中により5年程度で実施すべき8つの重点項目及び基本的な施策を取りまとめたものです。

▶ 新下水道ビジョン加速戦略

新下水道ビジョン加速戦略（令和4年度改訂版）の概要

背景

- ・流域治水関連法の施行(2021年)、地球温暖化対策推進法の改正(2022年)等法制度の変化
- ・新型コロナウイルス感染症拡大への対応
- ・肥料価格の高騰等を受けた下水汚泥資源の肥料利用の拡大方針
- ・引続き人口減少や厳しい財政事情等への対応

ポイント

- ・「脱炭素化の推進」「水環境管理」を重点項目に追加
- ・旧重点項目IV「マネジメントサイクルの確立」にDX(デジタルトランスフォーメーション)を追加
- ・旧重点項目VI「防災・減災の推進」において気候変動への対応を強化

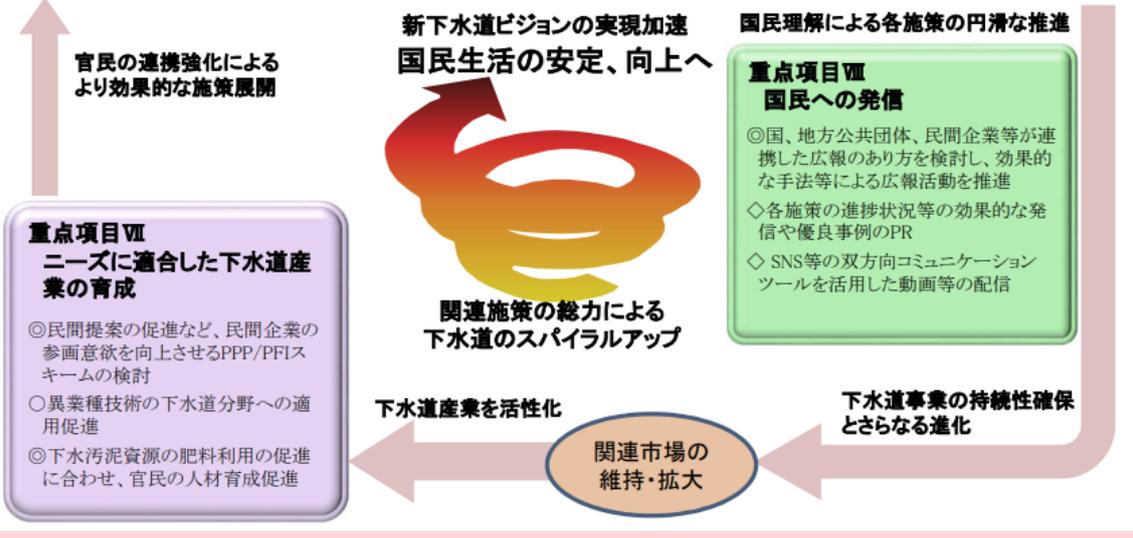
8つの重点項目と主な施策

8つの重点項目の各施策の連携と『実践』、『発信』を通じて施策展開を加速し、国民生活の安定、向上に繋げるスパイラルアップを形成

◎ : 今後着手する新規施策
 ○ : 前回加速戦略後に新たに着手した施策
 ◇ : 前回加速戦略からの継続施策

重点的に取り組むべき施策

<p>重点項目 I 官民連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DX、脱炭素、広域/他分野・領域連携等、新たな動向も取り込んだガイドラインを策定し、PPP/PFIを促進 ◎ 上下水道一体型などの事例やコンセプション事業の理解促進 	<p>重点項目 III-1 汚水処理システムの最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 汚水処理の10年概成に向けた未普及対策の加速化 ◇ 広域化・共同化の更なる推進のための支援 ○ 広域管理に向けた監視制御システムの互換手法構築等の開発促進 	<p>重点項目 V 水インフラ輸出の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 熊本水イニシアティブを踏まえた海外展開(AWaP等)の推進 ◇ 海外インフラ展開法の下で、日本下水道事業団と連携した海外案件形成の推進 ◇ 本邦技術の海外実証及び現地基準化
<p>重点項目 II-1 下水道の活用による付加価値向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 下水汚泥資源の肥料利用の促進 ◇ ディスポーザーの活用、オムツの受入れ可能性の検討 ○ 下水水質情報等を活用した下水サーベイランスの推進、ガイドラインの整備、技術開発の促進 	<p>重点項目 III-2 水環境管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の水環境や生態系も考慮した戦略的な水環境管理の推進 ◎ 新たな水環境のニーズに即した流総計画検討の推進 	<p>重点項目 VI 気候変動等を踏まえた防災・減災の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「流域治水」の着実な実施の推進(流域治水の根幹をなす内水対策をハード・ソフト両面から総合的に推進)(事前防災の観点も含む雨水管理総合計画策定や、多層的な浸水リスク公表、グリーンインフラ等の推進) ○ 国民が自発的に取り組む「国民目線の流域治水」の促進 ○ 5か年加速化対策等による耐震化・耐水化等の集中的推進
<p>重点項目 II-2 脱炭素化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 現状やポテンシャル等の「見える化」による脱炭素化の推進 ◎ 地域の脱炭素化に向けて「カーボンニュートラル地域モデル処理場」の整備を集中支援 	<p>重点項目 IV アセットマネジメント・下水道DX</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ アセットマネジメントの導入を支援するためのガイドライン等の検討 ○ 共通プラットフォーム等を活用した台帳電子化の促進 ○ 水処理運転操作等へのAI推進を促進 ◇ 健全な下水道経営を推進するためのガイドラインの策定・普及 	



出典：新下水道ビジョン加速戦略～実現加速へのスパイラルアップ～

(3) 北海道の下水道政策

北海道開発局、北海道、札幌市は、国の下水道政策の方向性を受け、平成21年3月に「北海道地方下水道ビジョン」を策定しました。「北海道地方下水道ビジョン」では、北海道地方の将来像、国の今後の下水道の方向性、北海道地方の下水道の抱える現状等を踏まえ、「北の大地を支える持続可能な下水道」の理念のもと、安全で安心できる快適な生活環境の実現（暮らし）、豊かな自然環境をまもり、調和のとれた社会の実現（自然）、地域の産業・経済に貢献（地域活力）の目標像を設定しています。



4. 前回ビジョンの進捗と評価

前回ビジョンで掲げた施策に対して実施状況を確認します。

具体的施策	種別	内容	実施時期 [※]		実施状況
			前期	後期	
施策 1 長寿命化計画に基づいた 計画的な改築・更新	共通	平成26年度を目途に、長寿命化計画 の策定	○	-	実施済み
施策 2 データベースを用いた効率的な 施設管理	処理場	設備台帳システムの導入 システムへの維持管理情報の蓄積	○	○	実施中
施策 3 下水道施設の適正な 維持・管理	管路	管路のテレビカメラ調査	○	○	実施中
施策 4 水洗化の促進	管路	令和5年度までに水洗化率93%目標	-	○	実施済み
施策 5 健全な下水道事業経営	共通	特別会計から企業会計への移行 資産台帳の整理	-	○	実施済み
施策 6 技術の継承	共通	技術伝承可能な体制づくり 適切な人員確保	○	○	実施中
施策 7 下水道施設の耐震診断の 実施	共通	下水終末処理場、中継ポンプ場、管路 の耐震診断	◎	-	実施済み
施策 8 雨水対策の向上	管路	雨水管の整備	◎	◎	実施中
施策 9 下水道BCPの策定	共通	下水道BCPの策定	○	-	実施済み
施策 10 下水汚泥の有効利用の検討	処理場	下水汚泥コンポスト化の検討	○	○	実施済み
施策 11 住民のみなさまへの 情報公開の推進	共通	ホームページの充実	○	○	実施中
施策 12 下水道を通じた 環境学習の場の提供	共通	下水道施設見学会の実施	○	○	実施中

※記号の意味 ◎：工事を伴うもの ○：工事を伴わないもの

5. 下水道事業の現状と課題

5-1. 下水道経営の現状と課題

(1) 下水道事業の経営状況

下水道事業の経営は、一般会計との間の適切な経費負担区分を前提として、公営企業としての事業収支及びその経費によって自立性を確保し事業を継続していく、独立採算制を行うことが原則とされます。「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」（総務省,平成18年3月）では、「第5次下水道財政研究委員会の提言」を受けて、汚水処理に係る維持管理費のうち、雨水処理等の公費を除いたものについては、全額を町民の皆さまからご負担いただくことを原則としています。また、汚水に係る資本費については、公費で負担すべき費用を除き、その対象とすることが妥当とされています。

※将来の財政見通しについてはP.52参照

(2) 他都市との経営状況の比較

経営指標のうち経費回収率は、汚水処理にかかる費用を下水道使用料でどの程度賄えているかを表す指標であり、100%以上であることが必要となります。公共下水道ではおおむね賄えているものの、類似都市平均と比較すると低い値となっています。また、特定環境保全公共下水道では、経費回収率が低く、類似都市平均と比較しても低い値となっています。

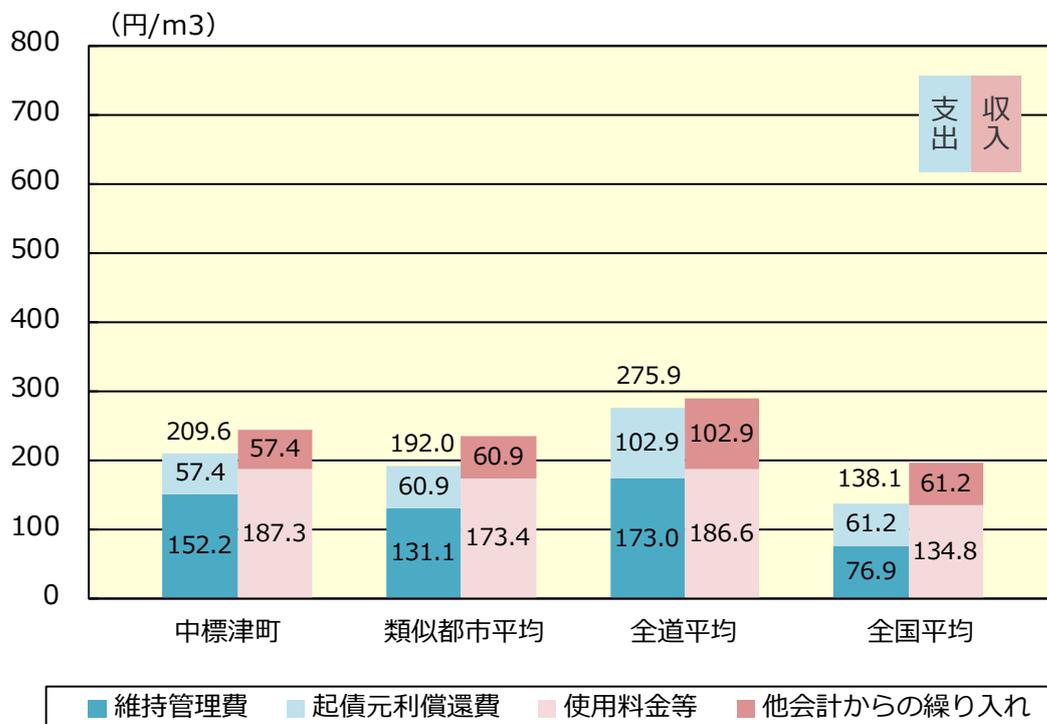
経費回収率の向上を図るため、汚水処理費の削減や、適切な下水道使用料の検討が必要となります。

▶ 他自治体との経営指標の比較

【公共下水道】

		中標津町	類似都市平均	全道平均	全国平均
汚水処理原価	(円/m ³)	209.6	192.0	275.9	138.1
(支出)	維持管理費	152.2	131.1	173.0	76.9
	起債元利償還費	57.4	60.9	102.9	61.2
財源	使用料金等	187.3	173.4	186.6	134.8
	(収入) 他会計からの繰り入れ	57.4	60.9	102.9	61.2
経費回収率	(%)	89.4	90.3	67.6	97.6

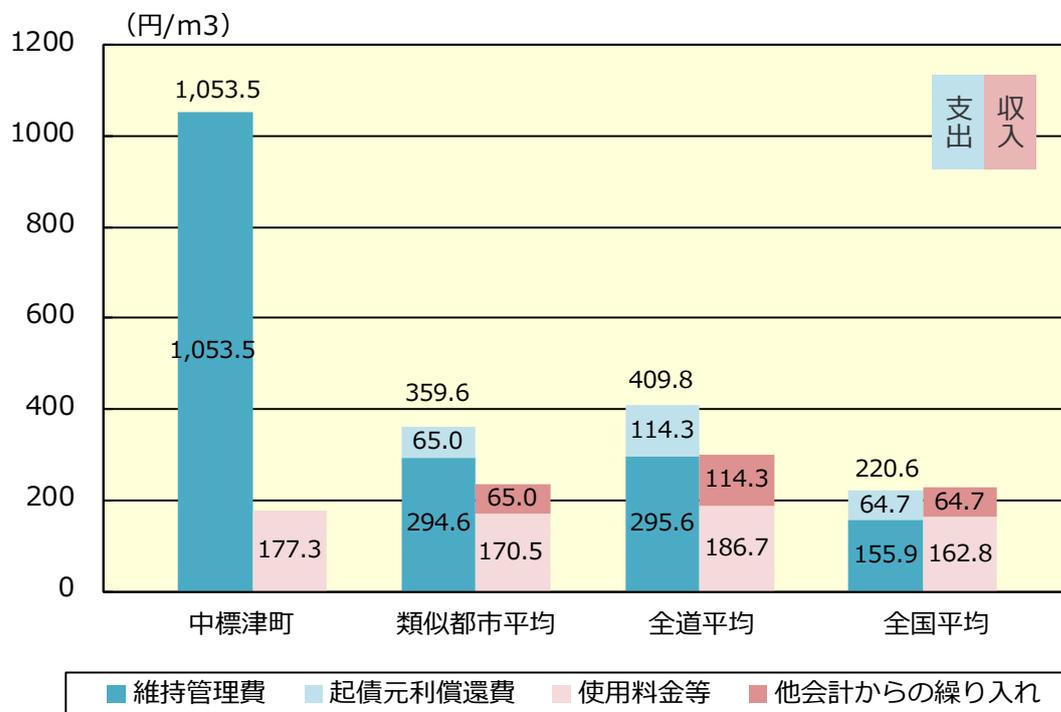
$$\text{経費回収率} = \text{使用料金} / \text{汚水処理費} \times 100$$



【特定環境保全公共下水道】

		中標津町	類似都市平均	全道平均	全国平均
汚水処理原価	(円/m ³)	1,053.5	359.6	409.8	220.6
(支出)	維持管理費	1,053.5	294.6	295.6	155.9
	起債元利償還費	0.0	65.0	114.3	64.7
財源 (収入)	使用料金等	177.3	170.5	186.7	162.8
	他会計からの繰り入れ	0.0	65.0	114.3	64.7
経費回収率	(%)	16.8	47.4	45.6	73.8

経費回収率 = 使用料金 / 汚水処理費 × 100



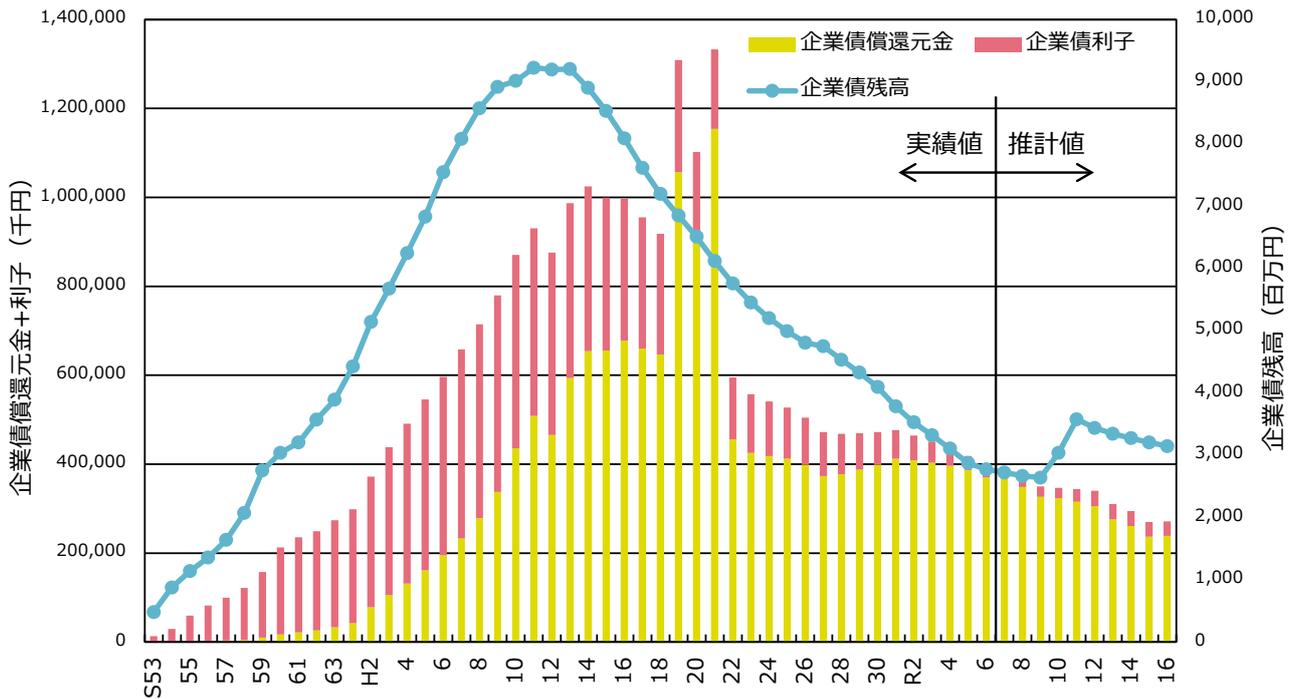
出典：総務省HP「令和4年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より

(3) 下水道の借金

下水道事業は初期投資に膨大な費用が必要であり、将来世代にも事業効果があるため、下水道事業債（借金）を充当し、世代間負担の均衡を図っています。

過去の大きな事業（下水道本管の整備等）により充当した本債等の償還がピークを迎えることから、減少傾向となる見込みです。

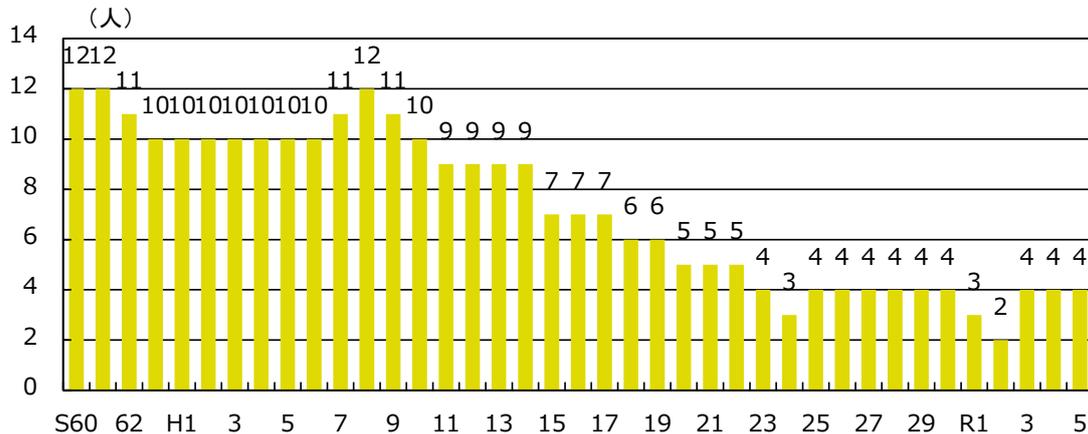
▶ 下水道事業債（借金）の推移



(4) 技術の継承

高度な技術を持つベテラン職員が定年退職を迎えたことにより、ピーク時には12人だった職員も令和5年度末現在では4人に減少し、適正な人材確保と技術の継承が必要です。

▶ 下水道職員数の推移



(5) 下水道経営の課題

健全な下水道経営の継続

一般会計からの繰入金により汚水処理原価を回収することは、下水道の恩恵を受ける町民とそうでない町民との間に不公平を生じる問題があります。現在、維持管理に必要な費用のうち下水道使用料金で回収している割合は、公共下水道では約89%ですが、特定環境公共下水道では約17%と低く、不足額を一時借入金等で補っています。さらに、昨今の厳しい町の財政状況を踏まえると一般会計からの繰入金の削減は必須の課題です。

計画的な改築・更新事業の実施

今後も、処理場やポンプ場施設の機械・電気設備を更新します。将来の収支を踏まえ、事業の優先度や必要性を着実に見極めながら適切な事業の執行を行う必要があります。

下水道技術者の確保

高度な技術をもつベテラン職員が定年退職を迎えたことにより、将来の下水道経営を担う人材の確保と、技術の継承が必要です。

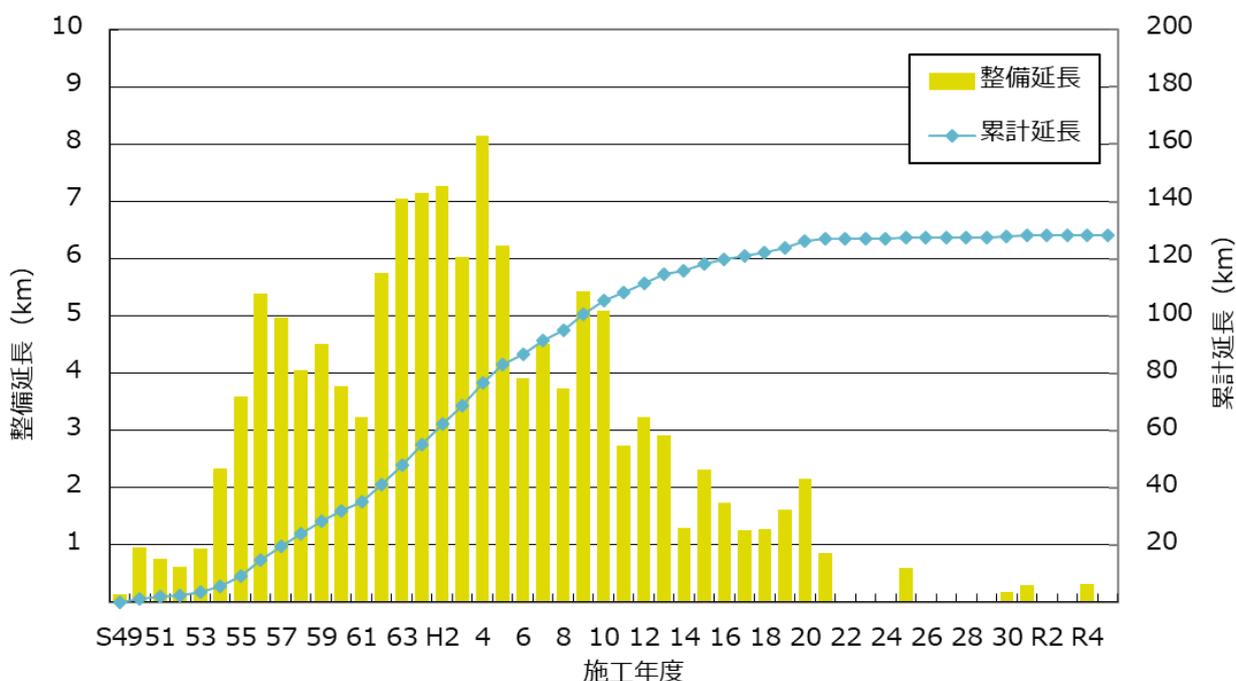
5-2. 下水道施設管理の現状と課題

(1) 管路施設管理の現状

本町の下水道整備済み区域の面積は令和5年度末で760.7haとなっており、これまでに整備された管路施設は総延長約128.4km（污水）になります。

管路施設の標準耐用年数^{※1}は50年とされており、令和6年頃から標準耐用年数を迎える管路施設が増えていくこととなります。整備後20～30年を経過すると道路陥没等の事故発生が高まることが報告されており^{※2}、管路の状況に応じては、整備後、数年で破損や腐食などが発生するケースも存在するため、引き続きTVカメラ調査による管路内調査を実施し、今後も適切な管理を進める必要があります。

▶ 管路施設整備の推移（污水）



※1 国土交通省で定めている施設の耐用年数（平成15年6月国都下事第77号）

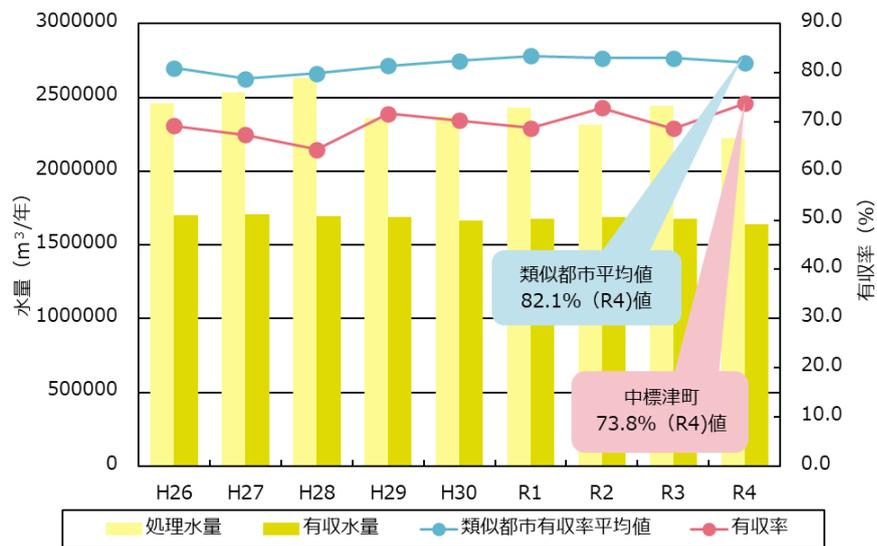
※2 「下水道維持管理指針前編-2015年版-」（社団法人日本下水道協会）によると、一般に下水道管路施設は、整備から20～30年を経過すると道路陥没などの重大事故が発生する潜在的リスクが高くなることについて示しています。

(2) 不明水

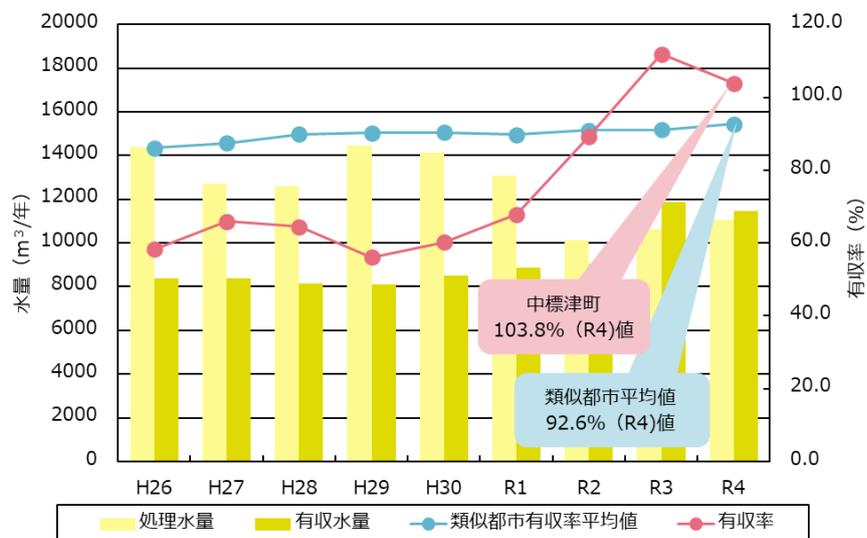
不明水とは管路の老朽化や誤接続により、汚水管路に浸入する地下水や雨水のことです。この不明水も汚水と同じように処理場で処理されるため、不明水量が多いとそれだけ維持管理費用が高くなります。令和4年度の有収率（処理した汚水のうち、使用料金の対象となる有収水量の割合）は、公共下水道では73.8%、特定環境保全公共下水道では103.8%と、類似の他都市の平均値（82.1%）と比較すると公共下水道は若干低いため、適切な不明水対策を進める必要があります。

▶ 有収水量の推移

【公共下水道】



【特定環境保全公共下水道】



出典：総務省HP「下水道事業経営指標」より

(3) 処理場施設管理の現状

中標津下水終末処理場は昭和60年度に供用を開始しました。処理場施設の維持管理は、官民連携の一環として平成17年度から包括的民間委託により実施しており、維持管理費の削減を図っています。

(4) 下水道施設管理の課題

適切な施設の維持管理

これまで管路施設、ポンプ場及び処理場の定期点検を行い、施設の修繕や機材・部品の取替えを行ってきました。

今後とも、良好な施設の運転を行うためには、適切な維持管理のもと必要な対策を効率的に進める必要があります。

適切な施設の改築・更新

劣化した施設の修繕を繰り返し行った場合、施設の改築を行うより、全体として費用が高くなる場合があります。

施設の劣化状況を踏まえつつ、適切な改築・更新を進める必要があります。

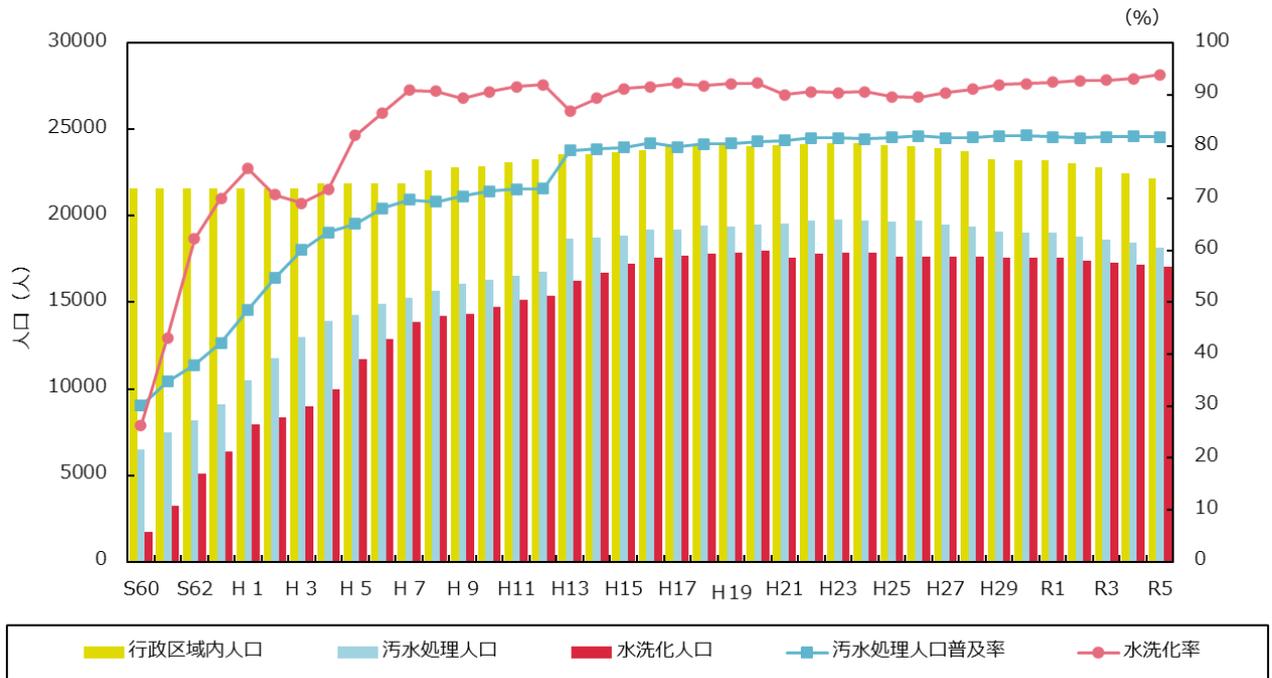
5-3. 汚水処理の現状と課題

(1) 水洗化率の推移

下水道を整備している区域の方のうち、実際に下水道に接続している方の比率を示す水洗化率は、年々と増加傾向にあります。令和5年度末で水洗化率は93.9%となっています。

▶ 水洗化率の推移

年 度	A 行政区内人口 (人)	B 汚水処理人口 (人)	C 水洗化人口 (人)	B/A 汚水処理人口普及率 (%)	C/B 水洗化率 (%)
S60	21,600	6,500	1,705	30.1	26.2
S61	21,600	7,500	3,240	34.7	43.2
S62	21,600	8,200	5,100	38.0	62.2
S63	21,600	9,120	6,392	42.2	70.1
H 1	21,600	10,500	7,960	48.6	75.8
H 2	21,600	11,800	8,350	54.6	70.8
H 3	21,600	12,980	8,970	60.1	69.1
H 4	21,900	13,900	9,970	63.5	71.7
H 5	21,900	14,260	11,720	65.1	82.2
H 6	21,900	14,920	12,900	68.1	86.5
H 7	21,900	15,270	13,880	69.7	90.9
H 8	22,604	15,690	14,230	69.4	90.7
H 9	22,785	16,053	14,340	70.5	89.3
H10	22,841	16,304	14,760	71.4	90.5
H11	23,070	16,554	15,160	71.8	91.6
H12	23,272	16,740	15,384	71.9	91.9
H13	23,553	18,662	16,213	79.2	86.9
H14	23,552	18,728	16,718	79.5	89.3
H15	23,648	18,880	17,216	79.8	91.2
H16	23,774	19,176	17,560	80.7	91.6
H17	24,010	19,191	17,705	79.9	92.3
H18	24,102	19,413	17,803	80.5	91.7
H19	24,065	19,404	17,883	80.6	92.2
H20	24,040	19,480	17,957	81.0	92.2
H21	24,058	19,528	17,579	81.2	90.0
H22	24,130	19,697	17,834	81.6	90.5
H23	24,191	19,755	17,848	81.7	90.3
H24	24,208	19,729	17,864	81.5	90.5
H25	24,069	19,676	17,630	81.7	89.6
H26	24,034	19,729	17,650	82.1	89.5
H27	23,893	19,515	17,638	81.7	90.4
H28	23,725	19,396	17,659	81.8	91.0
H29	23,281	19,110	17,570	82.1	91.9
H30	23,197	19,049	17,551	82.1	92.1
R 1	23,214	19,007	17,562	81.9	92.4
R 2	23,009	18,801	17,422	81.7	92.7
R 3	22,774	18,650	17,302	81.9	92.8
R 4	22,476	18,421	17,147	82.0	93.1
R 5	22,174	18,146	17,040	81.8	93.9



(2) 汚水処理の課題

北海道 汚水処理施設広域化・共同化計画のもと、中標津町・標津町・羅臼町のし尿・浄化槽汚泥を下水終末処理場で受け入れるため、令和12年度から公共下水道との共同処理を実施する方針です。

今後は、安定した汚水処理を継続させるため、共同処理により発生または想定される諸課題に対し、適切に対応する必要があります。

5-4. 災害時対策の現状と課題

(1) 下水道の地震対策

本町の過去11年間の観測期間における震度別地震回数は、下記の表のとおりです。これまでに丸山観測所にて、震度5弱が1回観測されています。

▶ 中標津町の震度別地震回数

観測地点：中標津町養老牛

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	不明	合計
2013年	10	6	0	1	0	0	0	0	0	0	17
2014年	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	13
2015年	17	3	0	0	0	0	0	0	0	0	20
2016年	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	15
2017年	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11
2018年	14	1	2	0	0	0	0	0	0	0	17
2019年	13	3	0	0	0	0	0	0	0	0	16
2020年	11	4	1	0	0	0	0	0	0	0	16
2021年	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
2022年	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	11
2023年	13	1	0	1	0	0	0	0	0	0	15
総合計	134	30	3	2	0	0	0	0	0	0	169
平均(/年)	12.18	2.73	0.27	0.18	0	0	0	0	0	0	15.36

観測地点：中標津町丸山

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	不明	合計
2013年	3	6	3	1	0	0	0	0	0	0	13
2014年	1	5	1	0	0	0	0	0	0	0	7
2015年	7	7	1	1	0	0	0	0	0	0	16
2016年	3	6	2	0	0	0	0	0	0	0	11
2017年	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	7
2018年	5	7	1	0	1	0	0	0	0	0	14
2019年	4	9	2	0	0	0	0	0	0	0	15
2020年	5	5	2	1	0	0	0	0	0	0	13
2021年	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12
2022年	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	7
2023年	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	7
総合計	43	59	15	4	1	0	0	0	0	0	122
平均(/年)	3.91	5.36	1.36	0.36	0.09	0	0	0	0	0	11.09

出典：気象庁HPより

▶ 下水道施設の耐震指針の変遷と該当施設

年代	主な地震	建築基準法及び下水道施設関連指針指針	該当施設
昭和53年以前			
昭和53年	宮城県沖地震		
昭和55年		建築基準法改正(新耐震設計法の導入)	
昭和56年		「下水道施設の地震対策指針と解説－1981年度版－」	
平成7年	兵庫県南部地震		
平成9年		「下水道施設の地震対策指針と解説－1997年度版－」 *レベル1及びレベル2の導入	中標津下水終末処理場 養老牛温泉浄化センター 東橋ポンプ場・幹線
平成13年		「下水道施設耐震計算例－管路施設編－」	
平成14年		「下水道施設耐震計算例－処理場・ポンプ場編－」	
平成16年	新潟県中越地震		
平成18年		「下水道施設の地震対策指針と解説－2006年度版－」	
平成26年		「下水道施設の地震対策指針と解説－2014年度版－」	

(2) 中標津町における浸水対策

浸水は、河川の氾濫等の影響による「外水」と降った雨が下水道管路や道路側溝から吐ききれずに浸水が発生する「内水」に分けられます。内水氾濫を防ぐのは、下水道の役割です。

本町市街地では道路整備と同時に整備された排水管のほか、雨水管の整備も進めることで、効率的な浸水対策を実施しています。

▶ 中標津町の子な浸水被害

年月日	災害名	被害状況
平成10年(1998年) 9月16日	台風第5号	被害総額 約1億4千万円 住家被害 床上浸水1棟、床下浸水6棟
平成18年(2006年) 10月7日~9日	低気圧	被害総額 約1億2千万円 住家被害 一部破損25戸
平成19年(2007年) 9月6日~8日	台風第9号	積算降雨量138mm
平成22年(2010年) 8月7日	局地的大雨	アメダス中標津で最大1時間降水量 46.5mmを記録
平成28年(2016年) 8月16日~26日	台風及び前線 (大雨)	72時間降水量 8月23日7時10分 256.5mm (最大値更新) 被害総額 約8億3千万円 住家被害 1棟、非住家被害 3棟 農業被害 施設23箇所、林業被害 1箇所 土木被害 道路19箇所、河川1箇所 衛生被害 水道設備1箇所 商工被害 4件、公立文教施設被害 19箇所 その他被害 1件

▶ 標津川の浸水被害状況



(3) 災害対策の課題

重要施設の耐震診断

中標津下水終末処理場、養老牛温泉浄化センター及び東橋ポンプ場は国の新しい指針で建設されていないため、耐震基準を満たしているか診断を行う必要があります。

重要施設の浸水対策

今後、内水浸水想定区域図を作成した際に内水による被害が想定される場合は、適切な浸水対策を実施する必要があります。

減災対策の実施

地震や浸水により被災した際にも、下水道は都市機能の根幹的な施設であるため、二次災害の防止及び復旧の長期化による町民生活への悪影響を極力防止することが求められます。これらの被害をできるだけ軽減するためには、ハード対策のみならず、緊急時の連携や対応方策、事業の継続性の確保を目的としたソフト対策を講じる必要があります。

5-5. 水環境の現状と課題

(1) 水環境の現状

中標津下水終末処理場および養老牛温泉浄化センターからの放流水は標津川を経てオホーツク海へ流れています。下水道の整備は、流域や流域沿岸の水環境の保全にとって重要な役割をもたらします。

各処理場の放流水質は、下水道法施行令第5条の5第2項に基づき、放流先水域の状況等を考慮して以下の計画放流水質^{※1}基準を定めています。

BOD^{※2} 15mg/L以下

本町の放流水質の経年変化は全ての年度において放流水質の基準を満たしています。

また、放流先である標津川については、実測水質がBODで環境基準値AAをクリアする1.0mg/L以下であるため、きわめて水質のよい川だといえます。

▶ 標津川の水質の推移

	BOD (mg/ℓ)	測定地点	備考
町測定資料①	0.5	上流側起点A	下水道計画 区域上流側
町測定資料②	0.4	上流側起点B	下水道計画 区域下流側

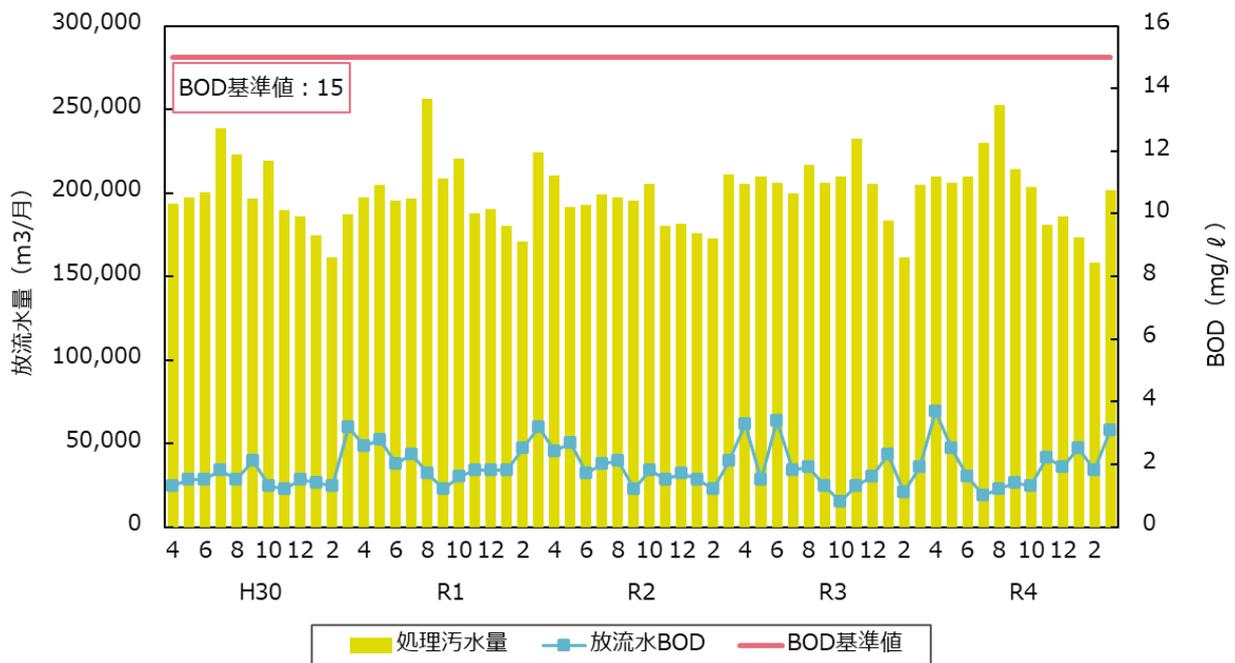
(参考) 公共用水域の水質測定結果 (北海道測定資料)

※1 計画放流水質 : 下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して定める処理場からの放流水質の上
限值。

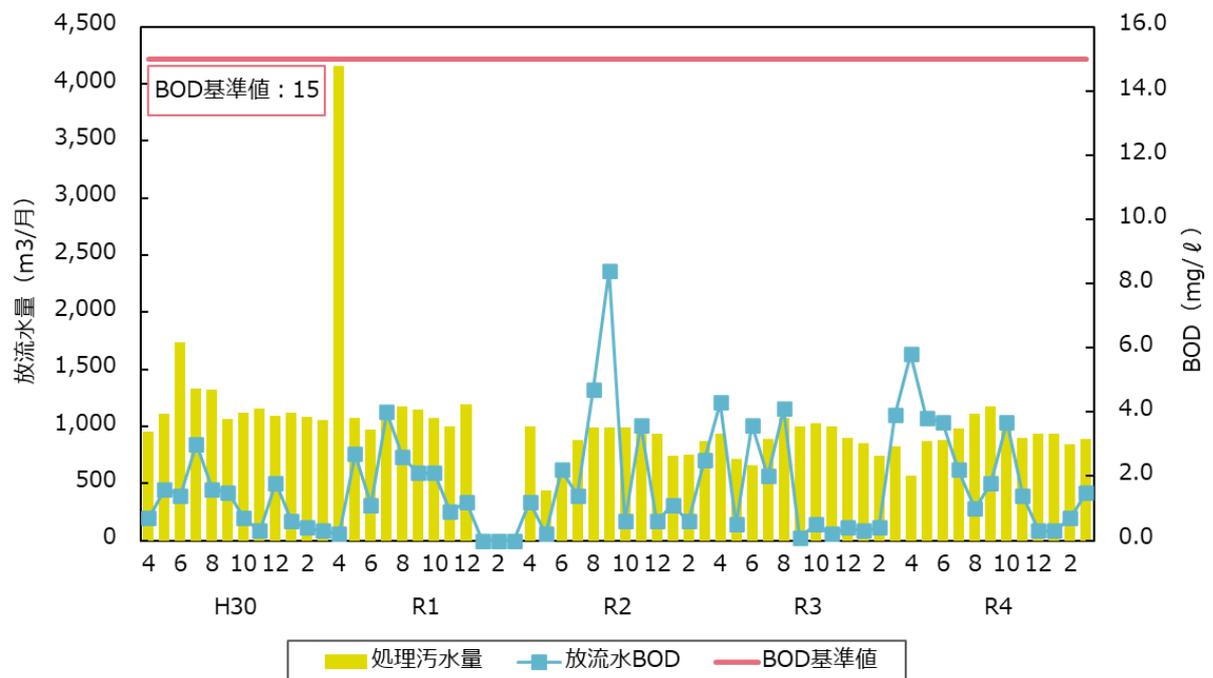
※2 BOD (生物化学的酸素要求量) : 水の汚染を表す 指標の一つ。

▶ 下水道施設の放流量と水質の変遷

【中標津下水終末処理場】



【養老牛温泉浄化センター】



(2) 水環境の課題

下水道施設の適正な管理の継続

下水道が無ければ、何の処理もされないまま汚水が川や海へ流されることになり、水質が悪化し、良好な水環境が失われます。

中標津下水終末処理場からの放流水質は法律上の水質基準以下で放流されており、標津川の水環境の保全に対して一定の貢献を果たしています。今後も、下水道施設を適正に管理し、基準を遵守していくことが必要です。



▶ 中標津下水終末処理場放流口

5-6. 下水道資源利活用の現状と課題

(1) 下水汚泥の利用活用

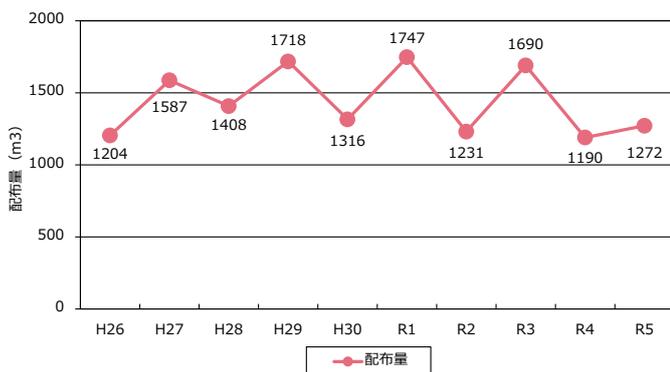
下水終末処理場から排出される下水汚泥は下水汚泥肥料に加工され、牧草地で利用されています。

国では平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、その具体的な行動計画の中で「下水汚泥の有効利用を促進するため、情報ネットワークシステムの構築・下水汚泥処理総合計画策定マニュアルの見直しを行う」という方針が示されました。

下水汚泥は、量・質ともに安定的に排出されるとともに、リンや窒素を多く含んでいるため、農作物への肥料に適しています。

本町では、中標津下水汚泥堆肥利用組合による牧草地での利用のほか、町民のみなさまに汚泥肥料を配布し、下水汚泥の有効利用を進めています。

▶ 下水汚泥肥料の配布量



▶ 下水汚泥肥料の配布状況



(2) 下水道資源の利活用の課題

下水汚泥の有効利用方法の検討

下水汚泥は現在、コンポスト化され農地で利用されていますが、安定した供給のため、今後も品質を向上し肥用効果を高め、利用促進について検討する必要があります。

6. 基本理念と運営方針

6-1. 基本理念

第7期中標津町総合計画では基本テーマ「空とみどりが人をつないでいくまち 中標津～住みたいまち 住み続けたいまち～」のもと5つのまちづくりの基本目標を掲げて、その実現に取り組んでいます。

下水道はこの中で「住みやすいまちづくり」の実現に向けて重要な社会資本として位置づけられており、水循環や資源循環などに対しても大きな役割を担っています。

また、これからの社会は環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる持続可能な社会へと転換していくことが不可欠であり、このようなことから循環系の一端を担う下水道が果たす役割もさらに大きくなっていくものと思われます。

このような背景のもと、下水道の抱える課題を克服し、地域に貢献するため、以下のような基本理念を掲げます。

基本理念

安全と安心をみらいにつなぐ下水道事業



6-2. 運営方針

「中標津町下水道中期ビジョン」では基本理念のもと中期に進める下水道事業の運営方針を次のとおり設定し、進めていきます。

1. 健全な事業運営と適正な維持管理と広域化の推進

本町の下水道事業は、令和6年度現在で着手から約40年経過しています。この間、主に汚水処理の未普及解消に向けた取り組みを進め、今後も引き続き普及率の向上を図っていきます。

また、作り上げた下水道資産を適正に管理し、後世に引き継いでいくため、維持管理を中心とした運営体制への転換を図り、経営の健全化を図りながら、町民のみなさまのご理解のもと下水道サービスを維持していきます。

《具体的施策》

- 施策1 スtockマネジメント計画に基づいた計画的な改築・更新
- 施策2 データベースを用いた効率的な施設管理
- 施策3 下水道施設の適正な維持・管理
- 施策4 広域化の促進
- 施策5 健全な下水道事業経営
- 施策6 技術の継承



2. 災害に強い下水道

大規模地震はいつどこで発生するか予測できない状況であり、また、北海道地方では局所的な豪雨による浸水被害も増加の傾向にあります。

地震に対しては既存施設の耐震診断を進め、必要な対策を講じます。また、被災時の早期機能回復を目的とした下水道BCP計画にもとづいた訓練等による減災対策を進めます。

《具体的施策》

- 施策7 下水道施設の耐震診断の実施
- 施策8 雨水対策の向上
- 施策9 下水道BCPの定期的な見直し



3. 地域に寄与する下水道

下水道の資源を活用した地域への貢献など、町民のみなさまとの相互理解のもと地域に寄与する下水道のあり方を考えていきます。

《具体的施策》

- 施策10 下水汚泥の有効利用（肥料利用）の継続
- 施策11 町民のみなさまへの情報公開の推進
- 施策12 下水道を通した環境学習の場の提供



7. 具体的施策と目標

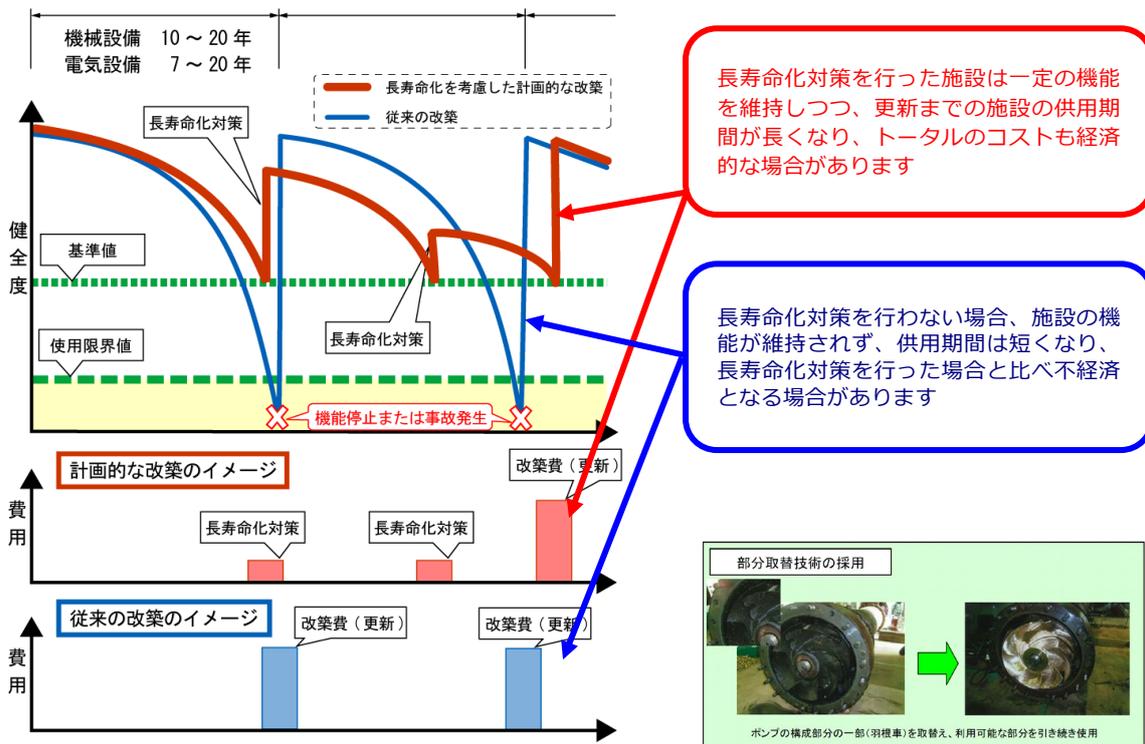
施策1 スtockマネジメント計画に基づいた計画的な改築・更新

処理施設・管路施設に対してStockマネジメント計画を基に、管路・機械・電気設備の更新事業を進めます。

下水道事業を取り巻く状況としては、「下水道Stockマネジメント支援制度」に基づいた改築更新の実施が義務付けられ、健全度評価やライフサイクルコスト算定など、新たなルールによる施設・設備の調査と改築更新計画が求められることとなっています。

今までの施設の更新は、耐用年数以上供用した上で、破損もしくは老朽化した施設を新しいものと交換していました。しかし、建設から維持管理費用及び改築・更新費用までを一体的に捉えたライフサイクルコストの視点からは経済的でない場合もあり、ライフサイクルコスト最小の視点より策定する「Stockマネジメント計画」のもと、耐用年数が来る前に施設の主要な部品交換などの「長寿命化対策」を施すことで、施設の延命化を図ります。

▶ 下水道施設の長寿命化対策のイメージ



施策2 データベースを用いた効率的な施設管理

処理場及び管路の管理台帳システムにより施設情報、点検・修繕履歴や調査・診断データなどをデータベースで管理し、維持管理における業務の効率化とともに、計画的な改築・更新に活用します。

下水道施設を長きにわたり供用していくためには、日常での点検・調査はもとより、施設の状態をデータベースとして管理・分析することにより、施設の状態を詳細かつ定量的に把握し、改築・更新計画の基礎データとしていくことが必要です。このため、今後も処理場及び管路の管理台帳システムに維持・管理データを効率的に蓄積し、業務の効率化を図るとともに、計画的な改築・更新に活用します。

▶ 下水道台帳システムを活用したデータ管理のイメージ



日常業務の効率化
維持管理計画・ストックマネジメント計画への活用
事故対応の迅速化

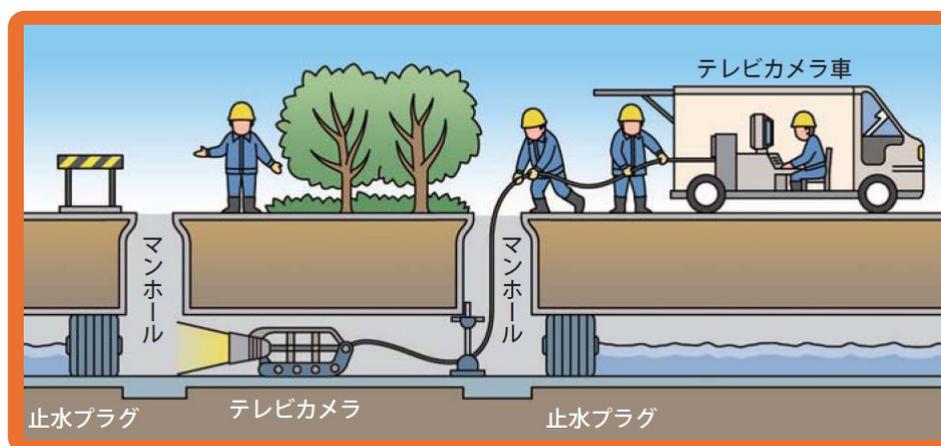
施策3 下水道施設の適正な維持・管理

維持管理における施設の重要性（機能の重要性、老朽度など）に応じた維持管理計画のもと、効率的な点検・調査を実施し、適正な改築・更新を進めるための施設の状態の把握に努めます。

定期的な目視点検や、ストックマネジメント計画に基づくテレビカメラ調査のほか、管路診断システムの活用等を検討し、定量的な管路状態の把握に努めます。また、今後施設の更新時期を迎えるにあたり、施設の重要性に応じた適正な維持管理計画のもと、施設の状態を詳細かつ定量的に把握します。

今後も点検・調査データはGIS及び設備台帳システムに蓄積し、活用します。

▶ テレビカメラによる管内状況の調査



施策4 広域化の促進

北海道 汚水処理施設広域化・共同化計画のもと、中標津町・標津町・羅臼町のし尿・浄化槽汚泥を下水終末処理場で受け入れるため、令和12年度からの供用開始を目指します。

現在、3町のし尿・浄化槽汚泥は、受入施設である根室北部衛生組合浄化センター（標津町）で共同処理しています。当該受入施設の老朽化により、今後の処理方針について3町合同で検討を重ねた結果、本町の下水終末処理場を受入施設とする方針で合意形成が図られました。令和12年度からの供用開始に向けて、令和7年度より下水道事業の一環として広域化を進めます。

なお、本事業における費用については、各町からの負担金で賄われることから、下水道事業会計としての負担（下水道利用者さまへの負担）は一切発生しません。

施策5 健全な下水道事業経営

今後の社会情勢の変化や使用料収入の状況を見据えながら、定期的に経営戦略の見直しと、それに付随して適切な使用料について検討を行い、下水道事業経営の健全化を図ります。

令和5年度より地方公営企業法を適用し、これまでの「官公庁会計」から、独自の収入で経費をまかなう独立採算制を原則とする「公営企業会計」へ移行しました。

これにより、貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書等の財務諸表の作成や、固定資産台帳の整備を行い、経営状況や資産状況の把握が可能となりました。

これらを活用することで、使用料の改定等も視野に入れた経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図ります。

施策6 技術の継承

適正な人員確保のもと、技術者の能力向上に努め、下水道管理を担う人材の育成を進めます。

下水道管理は、整備から管理にいたる広範囲な分野を担っており、下水の排除に関する責任を有しています。本町では経営の効率化の視点より、下水道施設の運転管理を民間委託していますが、指導的立場である担当職員は立場上、深い知識と高い技術力が求められます。

現在は、指針や設計基準、検討資料を体系的に整理し、下水道整備の経緯を整理しながら、情報の蓄積・技術の伝承に努めています。

今後、適正な人員確保のもと、技術者の能力向上を目的とした研修会への参加やコミュニケーションの充実を図るなど、技術の継承を進めていきます。

施策7 下水道施設の耐震診断の実施

下水道施設については今後10年を目処に、下水終末処理場・中継ポンプ場・幹線管路の耐震診断を実施します。

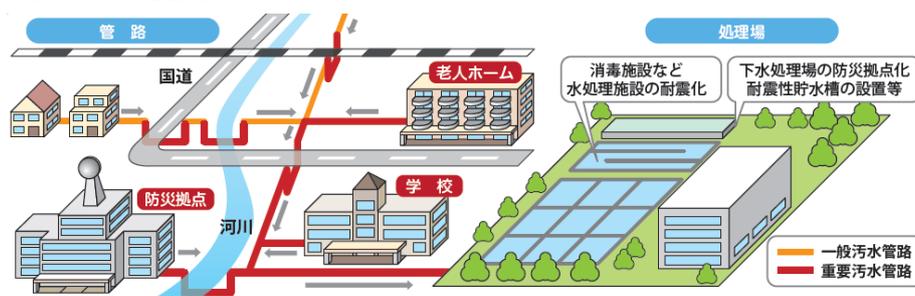
大規模な地震はいつどのような規模で発生するか想定することは不可能であり、下水道施設についても100%対応が可能とはいえません。

中標津下水終末処理場については旧耐震指針による設計基準により建設されており、平成20年度に旧耐震基準での耐震診断を実施、平成29～30年度に下水終末処理場の管理棟建築部及び管廊の耐震補強工事を実施しています。今後、新しい基準での耐震診断を実施し、施設の現状を把握した上で、必要な対策について検討を進めます。

管路施設については、大規模地震時に果たすべき役割に重点をおき、「重要な幹線」と「その他の管路」に区分し、与えられた設計地震動に対する耐震状況を把握します。

下水処理場については建築構造物・土木構造物に区分し、与えられた設計地震動に対する耐震状況を把握します。

▶ 施設の重要度に応じた耐震対策のイメージ



▶ 施設ごとに求められる耐震性能

区分	想定地震区分	想定地震区分別の地震動の内容	管路施設		処理場	処理場
			重要な幹線	その他の管路	土木施設	建築施設
土木構造物	レベル1地震動	施設の供用期間内に1～2度発生する確率を有する地震動	設計流下能力の確保	設計流下能力の確保	本来の機能の確保	—
	レベル2地震動	施設の供用期間内に発生する確率は低いが大きな強度を有する地震動	流下能力の確保	—	早期の機能回復を可能とする性能の確保	—
建築構造物	中地震動	耐用年限中に数度は遭遇する程度の地震動	—	—	—	建築基準法に従った耐震性能の確保
	大地震動	耐用年限中に一度遭遇するかも知れない程度の地震動	—	—	—	

出典：「下水道施設の耐震対策指針と解説 2014年版」 (社) 日本下水道協会

施策8 雨水対策の向上

降雨時における町民生活の安心・安全の確保のために雨水管の整備を推進します。

近年、全国的に集中豪雨（超過降雨）が頻発し、下水道の施設の整備水準を大きく越えることがあります。これに対し、効果的かつ効率的に浸水被害の軽減を図るために、雨水管の整備を推進します。

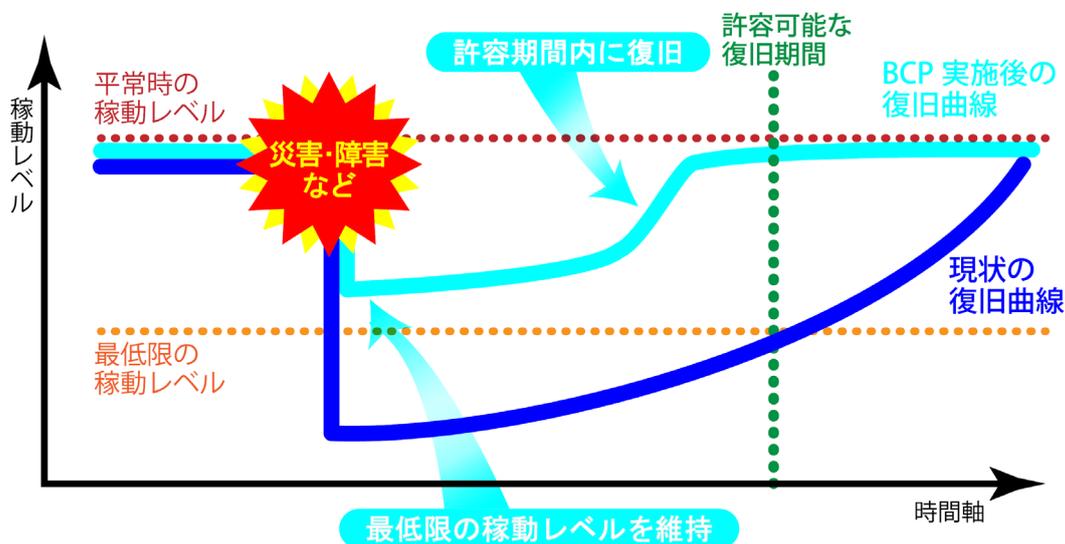
施策9 下水道BCPの定期的な見直し

被災時において、早期に業務機能を回復し、災害被害を最小とするための対策について見直します。

BCPとは事業継続計画（Business Continuity Plan）のことで、被災時に従来よりも速やかかつ高レベルで下水道機能を維持・回復させるための計画です。第3次社会資本重点化計画においては、平成28年度までに全国の市町村における下水道津波BCP計画策定率を100%とする目標を立てており、本町でも平成28年に下水道BCP計画を策定済みです。

今後も定期的に下水道BCPの見直しを行い、災害時における下水道事業の継続性を高レベルで維持します。

▶ BCPの概念図



施策10 下水汚泥の有効利用（肥料利用）の継続

下水汚泥の緑農地利用などについて広域的な視点から有効利用を継続・促進します。

下水汚泥は量・質ともに安定したバイオマスであり、緑農地利用、エネルギー利用、建設資材利用が可能です。中でも下水汚泥の緑農地利用は、資源のリサイクルや環境負荷の低減の観点からも有効な手法であり、循環型社会への貢献を果たすためにも、安全で安定したコンポストの利用を継続・促進します。

施策11 町民のみなさまへの情報公開の推進

下水道中期ビジョンの公表や公式WEBサイトの情報を充実させ、情報開示の推進を図ります。

下水道中期ビジョンは今後の下水道事業の方向性を定めた基本方針であり、町民のみなさまへの周知を目的としています。下水道ビジョンは町民のみなさまのご意見を伺いながら策定・公表し、随時見直しを図ります。

また、これまで下水道に関するパンフレットの作成、配布などの広報活動や公式WEBサイトでの情報提供などの取り組みを行っていますが、今後は公式WEBサイトの内容のさらなる充実のほか、各種公式SNS及びFMなかしべつを活用し、町民のみなさまへ速報性が高く分かりやすい情報開示の推進を図ります。

The image shows a screenshot of the Nakashibetsu Town official website. On the right side, there is a large QR code labeled '中標津町公式WEBサイト 二次元コード'. Below the QR code, there is a navigation menu with icons for '暮らし' (Living), 'イベント・観光' (Events/Tourism), '仕事・産業' (Work/Industry), '町の施設と交通' (Town Facilities and Transport), and '町政情報' (Town Information). The main content area features a banner for 'なかしべつ みるさと観光' (Nakashibetsu Sightseeing) and a sidebar with social media links for Facebook and LINE. Below the QR code, there is a section titled '下水終末処理場' (Wastewater Treatment Plant) with a sub-section '下水終末処理場のしくみ' (Structure of Wastewater Treatment Plant). This section includes a list of three treatment plants: '中標津下水終末処理場' (PDF: 13MB), '計根別浄化センター' (PDF: 9MB), and '養老牛温泉浄化センター' (PDF: 8MB). There is also a section for 'デザインマンホール蓋' (Design Manhole Covers) with three circular images showing different designs.

中標津町の公式WEBサイト (<https://www.nakashibetsu.jp/>)

施策12 下水道を通した環境学習の場の提供

環境学習の取り組みの一環として、下水道施設の見学会の開催をこれまでの水準で継続します。

下水道は、その役割やしくみを通じて生活環境から地球環境までの幅広い環境問題を理解することができ、環境学習の充実に貢献することができると考えられます。本町では下水道施設の見学を受け入れており、今後も学校や町内会との連携により、下水道を通した環境学習の機会を継続していきます。



▶ 施設見学の様子

8. 施策の実施工程及び財政の見通し

8-1. 施策の実施工程

前期（令和7～11年度）、後期（令和12～16年度）の実施工程は次のとおりです。

具体的施策	種別	内容	実施時期※	
			前期	後期
施策 1 ストックマネジメント計画に基づいた計画的な改築・更新	共通	管路・機械・電気設備の更新	◎	◎
施策 2 データベースを用いた効率的な施設管理	処理場	維持管理業務の効率化 計画的な改築更新に活用	○	○
施策 3 下水道施設の適正な維持・管理	管路	管路のテレビカメラ調査	○	○
施策 4 広域化の促進	処理場	し尿浄化槽汚泥の受入	◎	◎
施策 5 健全な下水道事業経営	共通	定期的な経営戦略の見直し 適切な下水道使用料の検討	○	○
施策 6 技術の継承	共通	適切な人員確保 技術者の能力向上	○	○
施策 7 下水道施設の耐震診断の実施	共通	新しい基準での耐震診断の実施	-	○
施策 8 雨水対策の向上	管路	雨水管の整備	◎	◎
施策 9 下水道BCPの定期的な見直し	共通	下水道BCPの定期的な見直し	○	○
施策 10 下水汚泥の有効利用（肥料利用）の継続	処理場	下水汚泥コンポストの有効利用促進	○	○
施策 11 町民のみなさまへの情報公開の推進	共通	公式WEBサイトの充実	○	○
施策 12 下水道を通じた環境学習の場の提供	共通	下水道施設見学の継続的な受入	○	○

※記号の意味 ◎：工事を伴うもの ○：工事を伴わないもの

8-2. 財政の見通し

施策の実施工程に基づき事業を推進した場合の財政シミュレーション結果を示します。

▶ 収益的収支※の見通し

		実績←→将来											(単位：千円，%)	
項目		令和5年度 2023年度 (決算)	令和6年度 2024年度 (当初予算)	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度	令和16年度 2034年度	
収益的 収入	1. 営業収益 (A)	348,437	346,663	345,724	342,751	340,225	338,011	339,974	418,251	573,420	394,517	391,085	387,126	
	(1) 料金収入	317,697	316,636	313,435	310,145	306,827	303,575	300,478	298,284	295,362	292,496	289,717	287,024	
	(2) 委託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(3) 負担金	30,661	29,923	32,185	32,502	33,294	34,332	39,392	119,863	277,954	101,917	101,264	99,998	
		他会計負担金	30,661	29,923	31,685	32,502	33,163	34,001	35,914	36,448	36,514	36,427	35,847	34,788
		し尿等受入負担金	0	0	500	0	131	331	3,478	83,415	241,440	65,490	65,417	65,210
	(4) その他	79	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	
	2. 営業外収益	516,126	500,587	521,047	520,493	528,286	557,824	576,293	632,130	773,264	600,815	610,417	578,659	
	(1) 補助金	76,771	67,531	73,356	56,908	51,456	66,012	48,375	86,616	223,985	47,813	62,689	45,108	
		国庫補助金	39,684	28,577	35,077	28,077	23,077	38,077	23,077	59,077	199,077	23,077	38,077	20,577
		道補助金	0	0	9,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		他会計補助金	37,087	38,954	29,279	28,831	28,379	27,935	25,298	27,539	24,908	24,736	24,612	24,531
	(2) 負担金	184,059	179,625	190,187	195,077	199,032	204,047	215,513	218,707	219,093	218,565	215,083	208,728	
	他会計負担金	184,059	179,625	190,187	195,077	199,032	204,047	215,513	218,707	219,093	218,565	215,083	208,728	
(3) 長期前受金戻入	253,895	250,792	255,866	266,870	276,160	286,127	310,767	325,169	328,548	332,799	331,007	323,185		
(4) その他	1,401	2,639	1,638	1,638	1,638	1,638	1,638	1,638	1,638	1,638	1,638	1,638		
収入計 (C)	864,563	847,250	866,771	863,244	868,511	895,835	916,267	1,050,381	1,346,684	995,332	1,001,502	965,785		
収益的 支出	1. 営業費用	815,507	809,369	859,300	853,541	860,841	906,672	921,749	1,092,707	1,352,224	1,036,559	1,057,245	1,012,792	
	(1) 職員給与費	10,023	9,755	10,239	10,749	11,284	11,845	12,434	13,053	13,703	14,384	15,101	15,853	
		基本給	194	149	154	161	168	175	182	190	198	206	215	
		その他	9,829	9,606	10,085	10,588	11,116	11,670	12,252	12,863	13,505	14,178	14,886	15,629
	(2) 経費	294,309	286,310	311,079	285,625	276,534	304,106	276,834	423,197	677,743	357,743	385,016	357,743	
		委託料	236,771	233,508	274,403	248,949	239,858	267,130	239,858	386,221	320,767	320,767	348,400	320,767
		修繕費	24,444	25,943	10,818	10,818	10,818	10,818	10,818	10,818	10,818	10,818	10,818	10,818
		その他	33,094	26,859	25,858	25,858	25,858	26,158	26,158	346,158	26,158	26,158	26,158	26,158
	(3) 減価償却費	511,175	513,304	537,982	557,167	573,023	590,721	632,481	656,457	660,778	664,432	657,128	639,196	
	2. 営業外費用	37,214	26,888	30,491	29,946	29,718	30,236	38,087	50,244	49,652	49,168	48,596	47,712	
	(1) 支払利息	31,212	26,758	24,389	23,844	23,616	24,134	31,985	44,142	43,550	43,066	42,494	41,610	
	(2) その他	6,002	130	6,102	6,102	6,102	6,102	6,102	6,102	6,102	6,102	6,102	6,102	
	支出計 (D)	852,721	836,257	889,791	883,487	890,559	936,908	959,836	1,142,951	1,401,876	1,085,727	1,105,841	1,060,504	
経常利益 (C)-(D) (E)	11,842	10,993	△ 23,020	△ 20,243	△ 22,048	△ 41,073	△ 43,569	△ 92,570	△ 55,192	△ 90,395	△ 104,339	△ 94,719		
特別利益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特別損失 (G)	8,988	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特別利益 (F)-(G) (H)	△ 8,988	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H) (I)	2,854	10,993	△ 23,020	△ 20,243	△ 22,048	△ 41,073	△ 43,569	△ 92,570	△ 55,192	△ 90,395	△ 104,339	△ 94,719		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (J)	95,581	77,745	74,092	73,920	73,460	72,488	77,362	71,557	70,711	70,457	69,584	68,967		
流動資産 (K)	455,780	428,768	407,150	382,537	366,905	355,089	327,200	331,663	318,628	289,405	290,449	300,622		
流動負債	363,128	367,268	348,400	326,787	323,155	315,339	305,450	276,034	260,999	236,776	238,820	255,993		
	うち建設改良費分	20,000	30,000	37,000	34,000	22,000	18,000	0	31,000	33,000	28,000	27,000		
	うち未払金	70,241	29,089	19,339	19,339	19,339	19,339	19,339	22,218	22,218	22,218	22,218		
累積欠損金比率 ((I) / (J)) × 100	0.8%	4.0%	-2.7%	-8.6%	-15.1%	-27.4%	-40.0%	-54.7%	-49.5%	-94.9%	-122.4%	-148.1%		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
営業収益-委託工事収益 (A)-(B) (M)	348,437	346,663	345,724	342,751	340,225	338,011	339,974	418,251	573,420	394,517	391,085	387,126		
地方財政法による資金不足の比率 ((L) / (M)) × 100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	348,437	346,663	345,724	342,751	340,225	338,011	339,974	418,251	573,420	394,517	391,085	387,126		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N) / (P)) × 100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

※令和7年3月時点。財政計画は経営戦略により随時見直しを行う。

※収益的収支

一事業年度の活動に伴って発生するすべての収入と、それに対応する費用とが計上されています。

町民のみならずからいただく下水道使用料と、事業を賄うための税金（国庫補助金及び一般会計からの繰入金）を主な収入としています。

これらの収入は、家庭や事業場から排出される汚水をきれいにすることや、施設を維持管理するのに必要な経費（人件費・修繕費など）や資産の取得に伴う減価償却費、企業債利息などを中心として使用されています。

▶ 資本的収支※の見通し

		実績← →将来											(単位：千円)	
項目		令和5年度 2023年度 (決算)	令和6年度 2024年度 (当初予算)	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度	令和16年度 2034年度	
資本的 収入	1. 企業債	155,000	271,300	317,400	290,700	299,500	722,500	854,600	166,200	182,000	190,700	168,000	178,700	
	うち資本費平準化債	0	70,300	45,600	18,100	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 他会計出資金	80,823	40,095	42,609	42,091	42,543	39,244	35,433	31,716	26,834	23,377	19,713	16,762	
	3. 他会計出資金(し尿受入分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	371	943	9,900	
	4. 国庫補助金	140,982	200,200	186,500	208,200	216,950	764,500	864,500	181,300	200,500	192,000	183,500	201,200	
	5. 道補助金	24,932	3,000	77,000	59,500	63,910	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 受益者負担金等	4,105	1,797	1,797	1,797	1,797	1,797	1,797	1,797	1,797	1,797	1,797	1,797	
	7. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8. 工事負担金(し尿受入分)	0	0	0	0	0	0	0	17,700	19,860	22,740	17,940	21,120	
	計	(A)	405,842	516,392	625,306	602,288	624,700	1,528,041	1,756,330	398,713	430,991	430,985	391,893	429,479
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計	(A)-(B) (C)	405,842	516,392	625,306	602,288	624,700	1,528,041	1,756,330	398,713	430,991	430,985	391,893	429,479	
資本的 支出	1. 建設改良費(公共)	281,621	403,132	386,014	426,240	458,012	1,487,133	1,720,405	376,130	413,312	416,553	383,856	415,224	
	うち職員給与費	18,605	17,658	18,540	19,466	20,438	21,459	22,531	23,656	24,838	26,079	27,382	28,750	
	2. 建設改良費(特環)	2,926	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 建設改良費(農集)	50,052	6,147	154,237	119,237	128,057	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 企業債償還金	387,187	370,350	367,268	348,400	326,787	323,155	315,339	305,450	276,034	260,999	236,776	238,820	
	5. 国庫補助返還金	560	1,067	1,067	1,067	1,067	1,067	1,067	1,067	1,067	1,067	1,067	1,067	
	計	(D)	722,346	780,696	908,586	894,944	913,923	1,811,355	2,036,811	682,647	690,413	678,619	621,699	655,111
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(D)-(C) (E)	316,504	264,304	283,280	292,656	289,223	283,314	280,481	283,934	259,422	247,634	229,806	225,632
	補填 財源	1. 消費税及び地方消費税収調整額	10,862	7,408	24,996	26,271	29,401	94,031	131,373	19,158	20,988	22,318	19,682	21,214
		2. 損益勘定留保資金	241,823	254,042	244,437	266,385	259,822	189,283	149,108	264,776	238,434	225,316	210,124	204,418
3. 利益剰余金		0	2,854	13,847	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. その他		63,819	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	(F)	316,504	264,304	283,280	292,656	289,223	283,314	280,481	283,934	259,422	247,634	229,806	225,632	
補填財源不足額	(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高	(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高	(H)	2,861,670	2,745,320	2,679,152	2,604,452	2,559,565	2,935,010	3,450,571	3,296,021	3,185,487	3,097,688	3,013,412	2,936,192	

※令和7年3月時点。財政計画は経営戦略により随時見直しを行う。

※資本的収支

経営の基礎となる固定資産の取得に要する支出及びその財源となる収入等で、支出の効果が次年度以降に及び、将来の収益に対応するものが計上されます。古くなった下水道管を取り替えたりするための事業費、そのために企業債など外部資金を借り入れたりする収入などを中心とした建設投資に係る収支です。

▶ 経費回収率の見通し

		実績← →将来											(単位：千円, %)
項目		令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度	令和16年度 2034年度
経常収支比率		100.33%	101.31%	97.40%	97.71%	97.52%	95.61%	95.44%	90.00%	90.56%	90.28%	89.15%	89.63%
経費回収率		93.15%	94.28%	83.21%	87.59%	88.32%	80.34%	84.01%	69.92%	74.38%	73.59%	68.40%	72.93%
一般会計繰入金 (基準外繰入金)		43,069	965	963	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金		20,000	30,000	37,000	34,000	22,000	18,000	0	31,000	33,000	28,000	27,000	20,000

○経常収支比率

経常収益で、経常費用をどの程度賄えているかを表す指標です(経常収益÷経常費用×100)。黒字の場合は100%以上となります。

○経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標です(下水道使用料÷汚水処理費×100)。100%を下回っていると使用料が不足している状況で、使用料以外の収入により賄われていることを意味します。適切な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。

○一般会計繰入金(基準外繰入金)

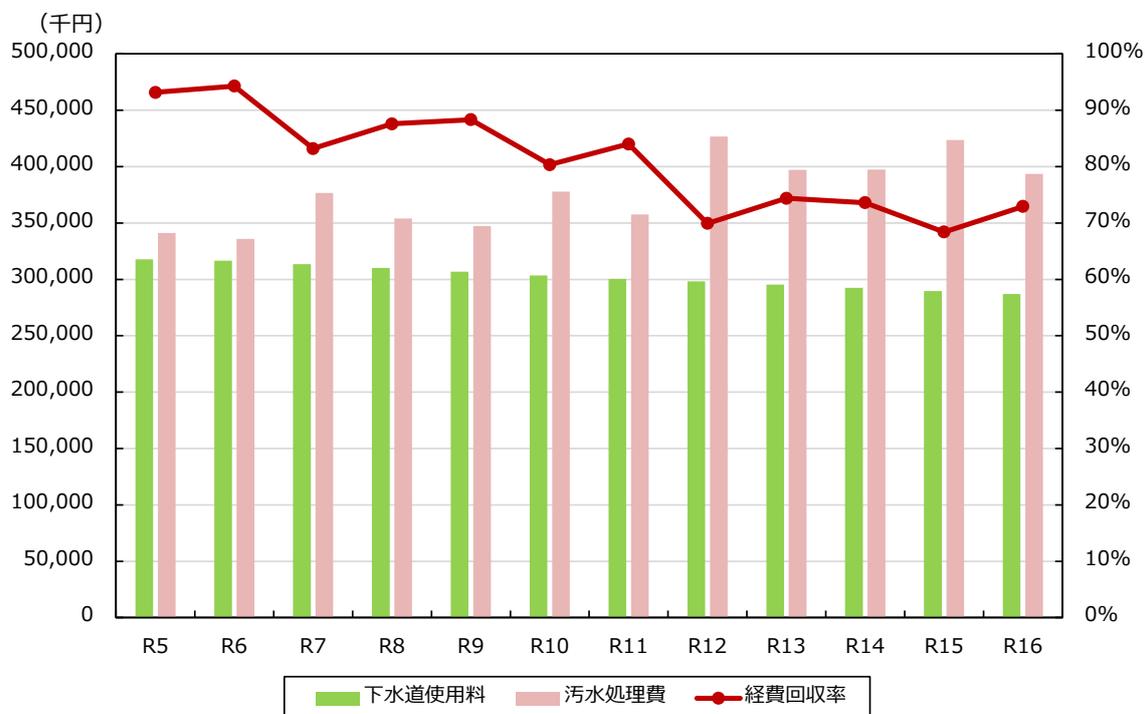
通常、一般会計繰入金は総務省より通知される繰出基準により繰り入れていますが、資金不足等の理由により繰出基準以外で繰り入れるお金のことです。

○一時借入金

一時的な現金不足を補てんする為、金融機関等から借り入れるお金のことです。

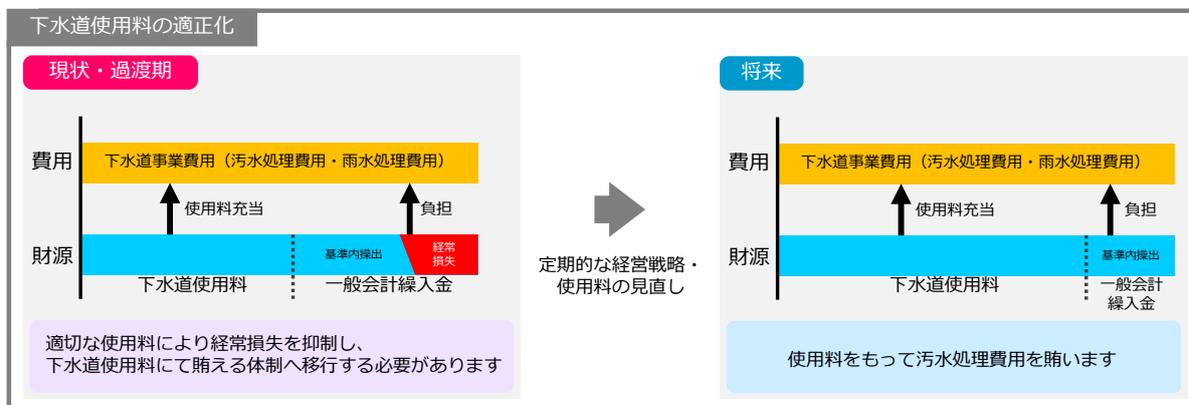
▶ 経費回収率（維持管理費）の推移

項目	実績←						→将来						(単位：千円，%)
	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度	令和16年度 2034年度	
①下水道使用料収入	317,697	316,636	313,435	310,145	306,827	303,575	300,478	298,284	295,362	292,496	289,717	287,024	
②污水处理費	341,045	335,832	376,671	354,105	347,401	377,880	357,660	426,607	397,083	397,471	423,568	393,580	
③経費回収率 (①/②)	93.15%	94.28%	83.21%	87.59%	88.32%	80.34%	84.01%	69.92%	74.38%	73.59%	68.40%	72.93%	



財政シミュレーションの結果、現在の使用料体系を維持した場合には経費回収率が70～80%程度を推移しながら減少する見込みとなりました。

安定した下水道事業継続のため、維持管理費用の適正化、ストックマネジメントによる施設や機器の延命化及び包括的民間委託によるコスト縮減を目指すほか、定期的な経営戦略及び下水道使用料の見直しによる下水道使用料の確保が重要となります。

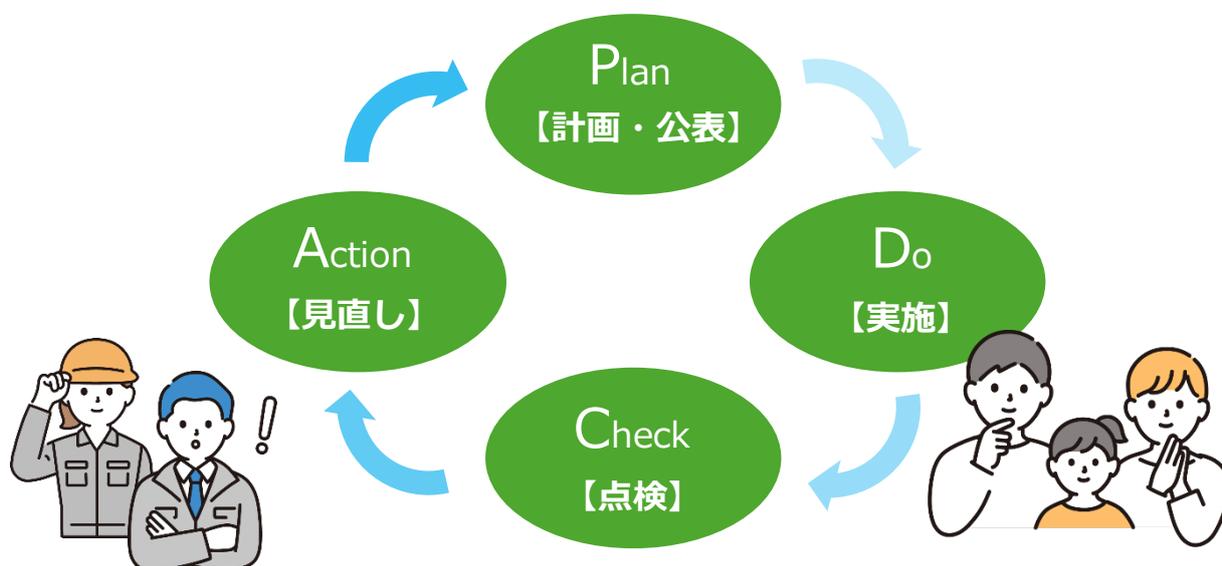


9. 施策の進行管理

「中標津町下水道中期ビジョン」は令和7年度から令和16年度の10年間の下水道事業の方向性を定めたものです。ビジョンで掲げた各施策についてはPDCAサイクル（計画—実施—点検—見直しの一連の作業の流れ）に基づき、毎年結果を把握、検証し、部分的な改善を行っていきます。

また、ビジョンが将来的に形骸化しないために、必要に応じ、社会情勢の変化や技術革新対応した見直しを行い、常に現状を反映したビジョンとしていくことで、効率的・効果的な事業の実施を図ります。

▶ PDCA サイクルによる継続的な実施





中標津町下水道中期ビジョン

発行 令和7年3月

発行者 中標津町役場
建設水道部 上下水道課

住所 標津郡中標津町
丸山2丁目22番地

TEL 0153-74-0972 (直通)
0153-73-3111 (代表)

FAX 0153-73-5333

